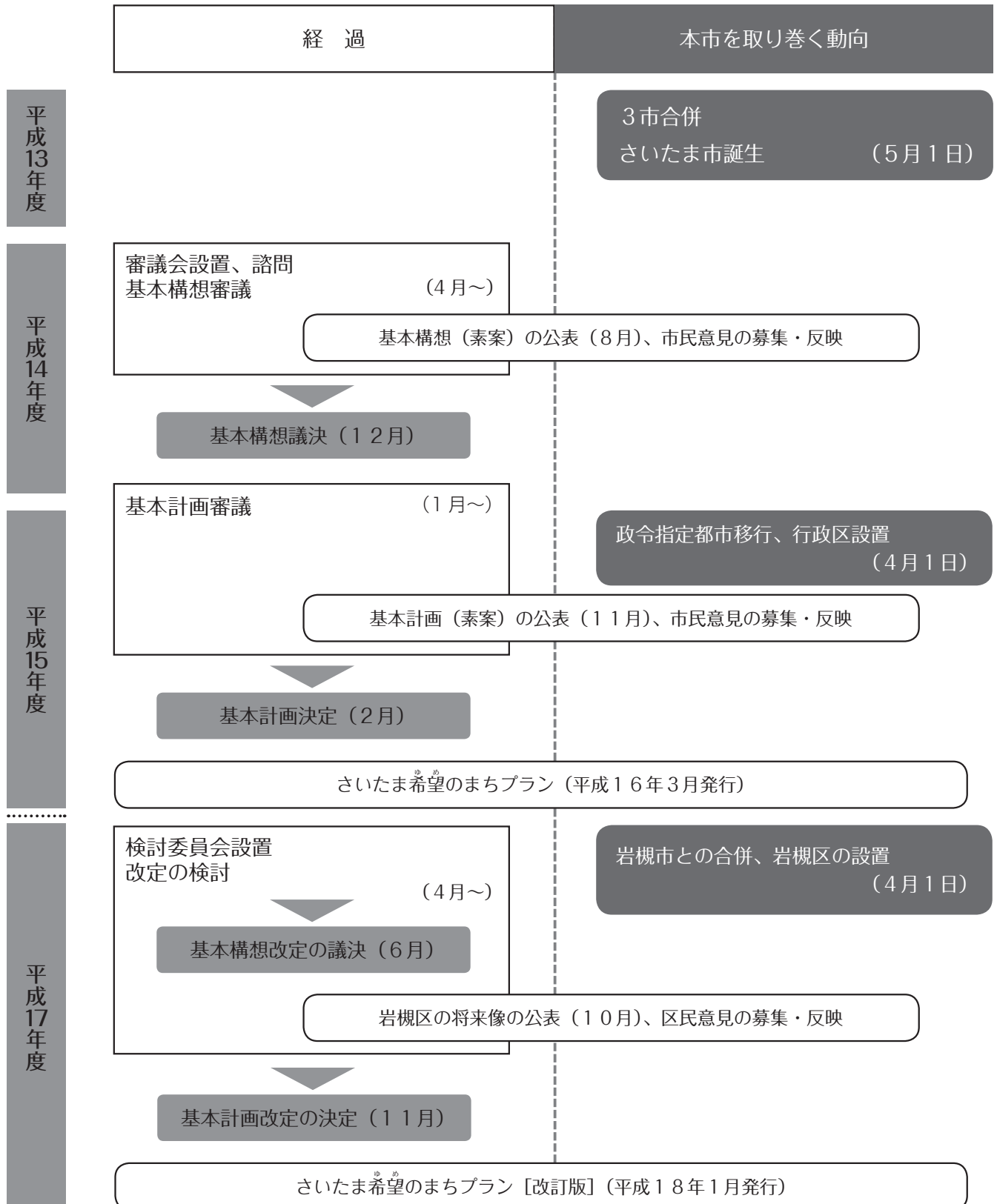


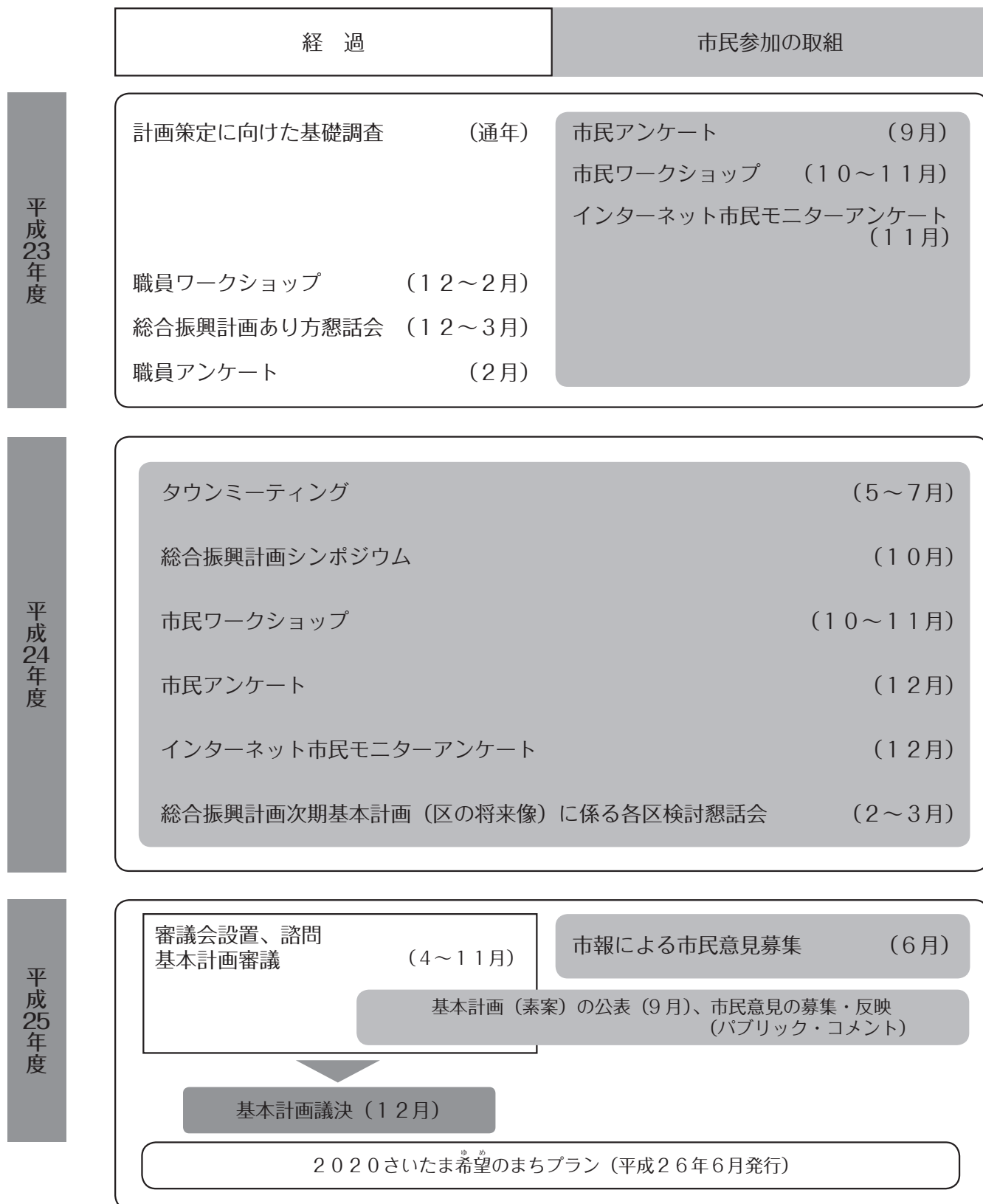
資料

1. 策定の流れ

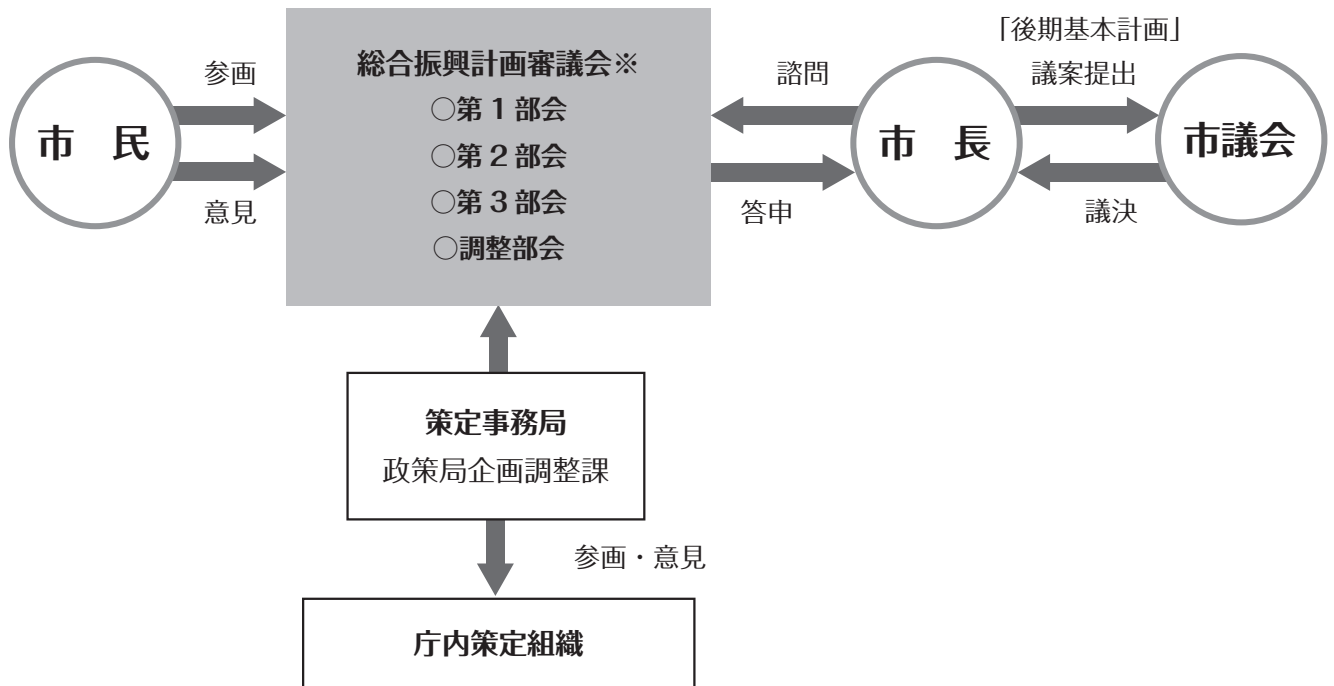
■基本構想・前期基本計画



■後期基本計画（次期基本計画）



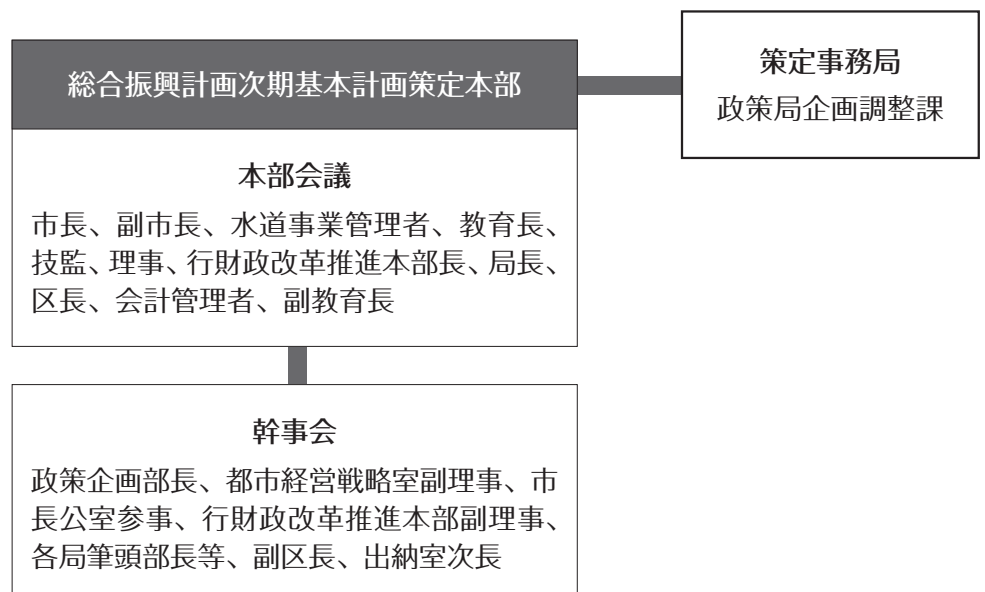
2. 後期基本計画の策定体制



※総合振興計画審議会各部会の主な所掌事務

- 第1部会…環境・アメニティ、都市基盤・交通、産業・経済の分野に係る検討
- 第2部会…健康・福祉、教育・文化・スポーツの分野に係る検討
- 第3部会…安全・生活基盤、交流・コミュニティの分野に係る検討
- 調整部会…複数の部会に関係する事項の調整

[庁内策定組織]



3. さいたま市総合振興計画審議会条例

平成14年3月27日条例第1号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、本市の総合振興計画の策定に関し必要な事項を審議するため、さいたま市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員50人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(部会)

第6条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

4. さいたま市総合振興計画審議会委員名簿

任期 平成25年4月17日～11月14日

(五十音順)

委員名	団体等	所属部会
秋元 智子	埼玉県地球温暖化防止活動推進センター 特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉理事・事務局長	第1部会
浅輪 田鶴子	さいたま市障害者協議会会長	第2部会
阿部 理一郎	さいたま市4医師会連絡協議会議長	第2部会
新井 森夫	さいたま市PTA協議会理事	第2部会
新井 淑子	総合振興計画次期基本計画市民ワークショップ参加者	第3部会
石關 精三	さいたま農業協同組合代表理事副組合長	第1部会
伊藤 巖	さいたま市自治会連合会会長	第3部会
猪瀬 良一	見沼福祉農園推進協議会代表	第1部会
上田 彰一郎	総合振興計画次期基本計画市民ワークショップ参加者	第1部会
大久保 秀子	浦和大学こども学部学部長	第2部会★
木村 通恵	さいたま市交通安全保護者の会(母の会)会長	第3部会
久世 晴雅	青少年育成さいたま市民会議会長	第2部会
久野 美和子	埼玉大学研究機構オープンイノベーションセンター特命教授	第1部会★
作山 康	芝浦工業大学システム理工学部教授	第1部会★
佐藤 美和	さいたま冒険遊び場・たねの会代表	第3部会
○ 渋谷 治美	埼玉大学教育学部教授	第2部会★
田中 洋司	さいたま観光国際協会理事	第3部会
鶴見 清一	さいたま市文化協会副理事長	第2部会
徳山 晴美	総合振興計画次期基本計画市民ワークショップ参加者	第2部会
長野 基	首都大学東京都市環境学部准教授	第3部会★
中崎 啓子	埼玉県立大学保健医療福祉学部教授	第2部会
中邨 登美枝	有限会社 Eースタジオ 取締役社長	第1部会
中村 仁	芝浦工業大学システム理工学部教授	第3部会★
根本 稔巳	総合振興計画次期基本計画市民ワークショップ参加者	第2部会
早坂 源司	総合振興計画次期基本計画市民ワークショップ参加者	第3部会
林 一夫	さいたま市体育協会専務理事	第2部会
丸山 繁子	さいたま市リサイクル女性会議会長	第1部会
三宅 貫三	さいたま市社会福祉協議会副会長	第2部会
宮本 直美	株式会社コッコト代表取締役	第2部会
茂木 泰和	さいたま商工会議所専務理事	第1部会
森本 章倫	宇都宮大学大学院工学研究科教授	第1部会
矢ヶ崎 紀子	株式会社日本総合研究所上席主任研究員	第3部会★
山田 長吉	さいたま市自主防災組織連絡協議会会長	第3部会
◎ 横道 清孝	政策研究大学院大学副学長	★
吉田 貴昭	総合振興計画次期基本計画市民ワークショップ参加者	第1部会

※敬称略。左欄◎印は審議会会長、○印は会長職務代理。

※所属部会の★印は調整部会を示す。

5. 諮問・答申

政政企第 130 号

平成25年4月17日

さいたま市総合振興計画審議会会長 様

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市総合振興計画について（諮問）

このことについて、さいたま市総合振興計画審議会条例第1条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

さいたま市総合振興計画次期基本計画について

2 諮問理由

本市は、平成14年12月に議決された基本構想（目標年次は平成32年度）及び平成16年2月に決定した基本計画（計画期間は平成16年度から平成25年度までの10年間）から構成する総合振興計画「さいたま希望（ゆめ）のまちプラン」を指針として、基本構想に掲げる3つの将来都市像「多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市」、「見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市」、「若い力の育つゆとりある生活文化都市」の実現に向けた都市づくりを総合的かつ計画的に推進してきたところです。

本市が誕生して10年が経過し、この間、平成15年4月1日には政令指定都市へ移行、平成17年4月1日には岩槻市との合併を実現し、また少子高齢化や経済のグローバル化、地球温暖化の進行、地方分権改革の進展、東日本大震災の発生など、本市を取り巻く状況は大きく変化しつつあります。

このような状況の中、現行の基本計画が平成25年度末をもってその計画期間を満了することから、本市を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、本市の将来都市像の実現に向けた取組を更に推進するため、新たな基本計画を策定することといたしました。

貴審議会には、この次期基本計画について、幅広い視点から審議していただきたく、諮問するものです。

平成25年11月14日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市総合振興計画審議会
会 長 横 道 清 孝

さいたま市総合振興計画について（答申）

平成25年4月17日付け政政企第130号をもって「さいたま市総合振興計画次期基本計画」について諮問を受け、当審議会では、これまで部会を含め、延べ24回にわたる会議を重ねてまいりました。

次期基本計画の検討に当たりましては、市政運営の基本となる総合振興計画の重要性を鑑み、総合振興計画基本構想に掲げられている将来都市像の実現に向けて、さいたま市を取り巻く諸情勢の変化を勘案しつつ、慎重かつ活発な議論を行ってまいりました。

また、市におかれましては、当審議会を設置する以前から、市長が自ら各区へ出向いて実施されたタウンミーティングをはじめ、無作為抽出により参加者を募って開催されたワークショップ等に取り組み、そして平成25年度のパブリック・コメントの実施に当たりましては、市報さいたまに素案（概要版）を折り込むことで広く周知を図るなど、様々な工夫を凝らし、かつ地道に市民意見を集めながら検討を進められたことは、高く評価できるものと考えております。

審議会といたしましても、これら様々な市民意見を踏まえつつ検討を進めてきたところですが、市におかれましても、一つ一つの市民意見を貴重なものとして参考にしながら、市政運営に取り組んでいただくよう、お願い申し上げます。

本計画に基づき、多くの市民の理解と協働のもと、市民生活の向上を基軸として様々な施策が展開され、そして、さいたま市が首都圏、日本、そして世界をリードする都市に躍進していくことを念願し、本日ここに次期基本計画（案）を答申いたします。



6. 審議会開催概要

開催日時	会議名称	回数	主な審議事項
4月17日(水)	総会	第1回	委嘱・諮問、これまでの検討経緯等の説明
4月26日(金)	第2部会	第1回	各担当分野におけるこれまでの取組と課題等の審議
4月30日(火)	第3部会	第1回	
5月7日(火)	第1部会	第1回	
5月10日(金)	第2部会	第2回	分野別計画(素案)に関する審議①
5月14日(火)	第3部会	第2回	
5月21日(火)	第1部会	第2回	
5月24日(金)	第2部会	第3回	分野別計画(素案)に関する審議②
5月27日(月)	第3部会	第3回	
6月6日(木)	第1部会	第3回	
6月7日(金)	第2部会	第4回	分野別計画(原案)に関する審議① (仮称)重点戦略に関する審議①
6月10日(月)	第3部会	第4回	
6月20日(木)	第1部会	第4回	
7月4日(木)	調整部会	第1回	(仮称)重点戦略に関する審議① 都市づくりの進め方に関する審議① 各区の将来像等に関する審議
7月17日(水)	第3部会	第5回	分野別計画(原案)に関する審議② (仮称)重点戦略に関する審議② 都市づくりの進め方(素案)に関する審議 区の将来像(素案)に関する審議
7月19日(金)	第2部会	第5回	
7月23日(火)	第1部会	第5回	
7月29日(月)	調整部会	第2回	(仮称)重点戦略に関する審議② 都市づくりの進め方に関する審議② 計画全体に関する審議
8月5日(月)	総会	第2回	総合振興計画次期基本計画中間とりまとめ(案)に関する審議
10月21日(月)	第3部会	第6回	パブリック・コメントの意見に関する審議
10月22日(火)	第1部会	第6回	
10月23日(水)	第2部会	第6回	
11月1日(金)	調整部会	第3回	パブリック・コメントの意見に対する審議会の考え方と基本計画(素案)の修正案に関する審議
11月11日(月)	総会	第3回	総合振興計画次期基本計画(答申案)に関する審議

7. 後期基本計画策定にかかる市民参加の状況

平成 23 年度

■市民アンケート

目 的	前基本計画の分野別の施策及び都市づくりの方針に対する満足度・重要度、さいたま市のイメージと魅力、市政・地域活動への参加意向など幅広く市民の意識・意向を把握し、後期基本計画の方向性を検討するための基礎情報として活用すること
調査対象	市内在住の満 20 歳以上の男女 12,000 人（無作為抽出）
調査時期	平成 23 年 9 月
調査方法	アンケート調査票の郵便送付
回答件数	5,220 件
調査項目	・市での住み心地 ・市のイメージと魅力 ・市の取組に対する満足度・重要度 ・市政・地域活動への参加意向 ・行政サービスと市民負担

■市民ワークショップ

目 的	市民の目線から将来に向けたまちづくりのあり方を検討し、その結果を市へ提言すること
参加者	27 人 （無作為抽出した 2,000 人に参加を呼び掛け、それに応じていただいた方）
実施時間	平成 23 年 10 ～ 11 月
内 容	6 つの検討テーマを 3 つずつ 2 つのセッションに分け、セッションごとに各々 3 つのグループに分かれて検討 ・第 1 回 各テーマに沿った「さいたま市の強み・弱み」の洗い出し ・第 2 回 インターネット市民モニターの意見も参考に、「強みを伸ばし・弱みを改善するための基本的取組」の検討 ・第 3 回 第 1、2 回の検討内容を「市への提言」としてとりまとめ、市長に対して発表・提出 ○セッションⅠ （1 福祉・健康グループ、2 子育て・教育グループ、3 産業グループ） ○セッションⅡ （4 環境グループ、5 都市基盤グループ、6 安全グループ）

■インターネット市民モニターアンケート

目 的	平成 23 年度市民ワークショップにおいて、第 1 回開催で洗い出された「さいたま市の強み・弱み」に対し、第 2 回開催で「強みを伸ばし・弱みを改善するための基本的取組」を検討するに当たり、インターネット市民モニターの意見や提案を参考とすること
調査対象	さいたま市総合振興計画次期基本計画策定に係るインターネット市民モニター（登録者 45 人）
調査時期	平成 23 年 11 月
調査方法	アンケート調査票の E メール送付
回答件数	34 件
調査項目	・市民ワークショップで洗い出された「さいたま市の強み・弱み」のうち共感できる意見及び追加意見 ・「強みを伸ばし・弱みを改善するための基本的取組」に関する提案

平成 24 年度

■タウンミーティング

目 的	総合振興計画や今後のまちづくりについての考えを参加者に伝えとともに、「今後 10 年のまちづくりの方向性について」市民と意見交換を行い、検討を進める上での参考とすること
参加者	168 人
実施時期	平成 24 年 5 ～ 7 月 （各区 1 回ずつ計 10 回）
内 容	総合振興計画や本市を取り巻く状況について説明した後、以下のテーマについて市長を交えて意見交換 ○テーマ 「今後 10 年のまちづくりの方向性について」（「総合振興計画基本計画」の改訂にあたって） ○意見交換のポイント 「さいたま市の魅力、強み・弱み」 「将来都市像の実現に向けて、今後 10 年で取り組むべきこと」

■さいたま市総合振興計画シンポジウム

目 的	計画策定に向けた機運を高めるとともに、これからのライフスタイルや都市づくりのあり方を市民と一緒に考えるきっかけづくりとすること
参加者	387 人
開催日時	平成 24 年 10 月 5 日（金）19 時～ 21 時
内 容	○テーマ “一緒に考えよう！私たちの「幸せ」と「まちづくり」” ○内容 ・話題提供 1 （講師：株式会社日本総合研究所調査部主席研究員 藻谷浩介氏） 「さいたま市を取り巻く環境」 ・話題提供 2 （講師：株式会社 studio-L 代表・京都造形芸術大学教授 山崎亮氏） 「コミュニティデザインの仕事と地域の担い手づくり」 ・対談 （藻谷浩介氏×山崎亮氏） 「私たちの『幸せ』と『まちづくり』～これから市民にできること～」

■市民ワークショップ

目 的	市民の目線から住んでいる区やさいたま市の今後のあり方と市民ができることなどを検討し、新たな基本計画に様々な意見を反映すること
参加者	76 人 （無作為抽出した 5,500 人に参加を呼び掛け、それに応じていただいた方）
実施時期	平成 24 年 10 ～ 11 月
内 容	第 1 回 居住区別に 4 人程度のグループを編成し、検討 第 2 回 分野別に 4 人程度のグループを編成し、検討 第 3 回 4 人程度のグループを順次組み替えながら、様々な参加者との対話を行う過程を通じて、参加者一人ひとりが検討テーマに関する自らの意見を再検討し、その後 10 人程度の班に分かれて意見を取りまとめ ＜検討テーマ＞ 第 1 回 ①居住区の「現況」について ②居住区の「将来の姿」について ③区の将来の姿に近づくための「方法」について 第 2 回 ①目指す方向性について（「課題」「将来こうなってほしい」） ②取組の方向性について（「誰が」「どんなこと」に取り組めばよいか） 第 3 回 10 年後、20 年後を見据え、さいたま市において最も重視すべきこと

■市民アンケート

目 的	後期基本計画における各分野の目指す方向性の達成度合いを示す「成果指標」の現状値の把握、及び各区の将来像の検討に当たっての参考情報として活用すること
調査対象	市内在住の満 20 歳以上の男女 5,000 人（無作為抽出）
調査時期	平成 24 年 12 月
調査方法	アンケート調査票の郵便送付
回答件数	2,606 件
調査項目	・取り組んでいる活動・行動 ・生活実感 ・さいたま市実感 ・各区で残したいもの・各区の将来の姿やイメージ

■インターネット市民モニターアンケート

目 的	10、20 年後を見据えて、さいたま市で重点的に取り組むべき課題並びにその解決・達成に向けて行政が取り組むべきこと及び市民等ができることについて、インターネット市民モニターの意見や提案を参考とすること
調査対象	さいたま市総合振興計画次期基本計画策定に係るインターネット市民モニター（登録者 45 人）
調査時期	平成 24 年 12 月
調査方法	アンケート調査票の E メール送付
回答件数	6 件
調査項目	・10 年後、20 年後を見据え、さいたま市において重視すべきこと ・その解決・達成のため、行政が取り組むべきこと ・その解決・達成のため、市民一人ひとりや、地域や仲間のできること

■総合振興計画次期基本計画（区の将来像）に係る各区検討懇話会

目 的	「各区の将来像」について各区において活動する各種団体から意見を聴取すること
参加者	160 人（10 区合計）
実施時期	平成 25 年 2 ～ 3 月
検討内容	各区において 2 回に分けて、以下のテーマについて意見交換 第 1 回 ・区における「課題」と「将来への期待」について ・現行計画の「区の将来像」について 第 2 回 ・まちづくりのポイントについて ・将来像について

平成 25 年度

■市報による市民意見募集

目 的	人口の減少、超高齢社会の到来が見込まれるなか、さいたま市が今後重視すべき政策の方向性に関する意見を聴取すること
募集時期	平成 25 年 6 月
募集方法	市報 6 月号
件 数	23 件
募集項目	10 年後、20 年後、さいたま市がどんなまちになってほしいか

■「さいたま市総合振興計画次期基本計画（素案）」のパブリック・コメント

目 的	さいたま市総合振興計画審議会において策定された「さいたま市総合振興計画次期基本計画（素案）」を広く公表すること及びこれに対する意見を募集すること（実施機関：さいたま市総合振興計画審議会）
募集時期	平成 25 年 9 ～ 10 月
募集方法	各区役所情報公開コーナーへの備付け、市ホームページへの掲載、全戸配布（概要版）、市民ワークショップ参加者への送付、報道機関への資料提供
件 数	457 件
募集項目	「さいたま市総合振興計画次期基本計画（素案）」に対する意見

用語解説

用 語	解 説
あ	
ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。IT（Information Technology（情報技術））に「Communication」を加え、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。国際的にはITよりも一般的。
アイデンティティ	英語のidentityで、「同一性」「本人であること」「個性・独自性」などの意味。ここでは「文化的固有性」もしくは「文化における独自性」を指す。
アセットマネジメント	資産管理手法。建築物や道路・橋りょう等の公共施設について、将来的な損傷・劣化等を予測・把握し、最も費用対効果の高い維持管理等を行うこと。
アメニティ	快適性や心地よさを表す言葉。ここでは、快適な環境のことを指し、生活する場所が安全・健康的・便利・快適な状況をいう。
イノベーション	モノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。
インフラ	インフラストラクチャーの略。公共施設のうち、都市活動を支える道路、橋りょうなどの交通施設や公園、上下水道などの施設の総称。
雨水貯留浸透施設	雨水などを地中に浸透、もしくは貯留する施設。雨水浸透枳、透水性舗装、貯留管などがある。
AED	Automated External Defibrillatorの頭文字をとったもので、自動体外式除細動器ともいわれている。 急性心筋梗塞などを発症し、心電図上で心室細動（心臓が脈打たず細かく震え、全身に血液を送り出せない状態）となった場合に、心臓に電気ショックを与えて規則正しいリズムを取り戻させる医療機器。
エコドライブ	環境にやさしい自動車の運転方法。急発進をしない、加減速の少ない運転、アイドリングストップ、タイヤの空気圧の適正化などにより、大気汚染物質の排出量削減や効率的な燃料消費が可能となる。
NGO	Non-Governmental Organizationの略で、国際協力に携わる「非政府組織」等と訳されている。開発、人権、環境、平和など地球規模の問題に国境を越えて取り組んでいる非政府・非営利の組織。
NPO	Non-Profit Organizationの略で「民間非営利組織」等と訳されている。継続的、自主的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。
エネルギーセキュリティ	災害時等に必要なエネルギーを供給することのできるエネルギーシステムを確保すること。
LRT	Light Rail Transit（軽量軌道交通機関）の略。低床式車両の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システム。
欧州債務問題	平成21（2009）年10月に明らかとなったギリシャの財政赤字の過小評価を直接の引き金とする、欧州各国の財政危機問題のこと。ギリシャのみならず、アイルランド、ポルトガル、スペイン、イタリアなどに飛び火し、単にギリシャの財政的信用の喪失にとどまらず、経済危機が欧州全体へと拡散した。
オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建築物などによって覆われていない土地の総称。人口が集中し建物が密集すればするほど、憩いや交流の場として重要性を増す。
温室効果ガス	地球温暖化の原因となる温室効果を持つ気体。二酸化炭素・メタン・フロン類などがある。
か	
かかりつけ医	患者の病歴などを把握したうえで、日常的な診療や健康管理を行ってくれる身近な医師。

用 語	解 説
環境教育	持続可能な社会の実現を目的として行われる環境の保全と創造に関する教育。さいたま市環境教育基本方針に基づき、学校等における幼児・児童・生徒を対象とした教育や、市民が自主的に学ぶ行動など、環境の保全と創造に関するすべての教育と学習を指して環境教育と表現している。
環境コミュニケーション	環境問題に係る多様な利害関係者間での情報共有や対話を図ることで、問題の未然防止や解決などに結びつけようとする。環境省は「持続可能な社会の構築に向けて、個人、行政、企業、民間非営利団体といった各主体間のパートナーシップを確立するために、環境負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、利害関係者の意見を聞き、討議することにより、互いの理解と納得を深めていくこと」と定義している。
環境負荷	人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全するうえで支障となるおそれのあるもの。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。
完全失業率	15歳以上の働く意欲のある人（労働力人口）のうち、職がなく求職活動をしている人（完全失業者）の割合。
既成市街地	現在、既に人家や商店等が連坦して、市街地を形成している区域。
規制誘導手法	個々の建築行為を一定のルールを積み重ねていくことにより、まちを望ましい方向へと変えていこうとする手法。
基礎自治体への権限移譲	住民に最も身近な行政主体である基礎自治体（市）が、地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、県が担ってきた行政権限を、可能な限り市へ移譲しようとするもの。
義務付け・枠付けの見直し	国が全国一律に決定し、地方自治体に義務付けていた基準、施策等を地方自治体自らが決定し、実施するように改める改革であり、これによって、各地域において、その地域の実情に合った最適なサービスが提供され、最善の施策が講じられるよう、国と地方自治体の役割分担を見直すもの。
義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられ任意に節減できない経費。（人件費、扶助費、公債費）
キャリア教育	個人が社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度、意欲を形成・向上させるための教育。
行政評価システム	効率的、効果的で透明性の高い行政運営のため、行政の政策、施策や事務事業を評価する仕組み。
緊急輸送道路	大規模な地震等の災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うための路線。
近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法に基づき、近郊整備地帯内の良好な自然環境を形成している緑地で、住民の健全な生活環境の確保、公害・災害の防止等の目的で、国土交通大臣が指定する緑地。
クリエイティブ産業	コンテンツやデザインなど、創造性や技能、技術により価値を生み出す産業。
景観誘導	景観計画区域を定めて、公共施設の他、建築物・工作物の形態・意匠、色彩等について基準を定め、届出制度により良好な景観を誘導するもの。
経済のグローバル化	資本や労働力の国境を越えた移動が活発化し、貿易や海外への投資が増大することにより世界における経済的な結びつきが深まること。
経常収支比率	人件費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税等の経常一般財源収入がどの程度充当されているかにより財政構造の弾力性を判断する指標。数値が低いほど新たな行政需要に弾力的に対応できる。
経費回収率	污水处理経費を下水道使用料でどの程度回収できているかを表す指標。
刑法犯認知件数	「刑法」に規定された犯罪（交通事故によるものを除く。）で、警察において被害届、告訴、告発等を受理した件数。

用 語	解 説
ゲリラ豪雨	短時間に局地的な大雨が降ること。なお、正式な気象用語ではない。
広域幹線道路	都市の骨格となる首都圏都市間の交通の効率化を図るための道路。
公共用水域	水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう」と定められている。
公債費	地方公共団体が借入れた、地方債の元利償還金及び一時借入金の利子。
高次都市機能	日常生活を営む圏域を超えた、広域的な地域を対象とした商業や業務、文化、交流、教育などの質の高い都市的なサービスを提供する機能。
交通結節点	複数の交通手段間の乗換えが行われる場所であり、駅やバス停などが該当する。
交通弱者	自動車中心社会において、高齢者、子ども、障害者などの移動を制約される人。
高度経済成長期	年平均約10%の経済成長率を実現し、日本経済が飛躍的に成長を遂げた1950年代半ばから70年代はじめまでの時期。
高度利用	道路などの公共施設の整備水準が一定以上の土地について、有効な空地の確保、一定以上の敷地規模の確保などにより良好な市街地環境を形成し、土地を効率的に利用すること。
高齢化率	総人口に占める65歳以上人口の割合。なお、高齢化率が7%以上14%未満だと「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼ぶ。
国勢調査	日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われている。その結果は、国や地方公共団体の政治・行政で広く利用されることはもとより、民間企業や研究機関などでも経営や研究などの基礎データとして幅広い用途に利用されている。
国連環境開発会議	昭和47（1972）年の国連人間環境会議（ストックホルム会議）以来、環境問題への取組が本格化する中、平成4（1992）年に開催された環境と開発に関する国連会議であり、地球温暖化、酸性雨等顕在化する地球環境問題を人類共通の課題と位置付け、「持続可能な開発」という理念の下に環境と開発の両立を目指して開催されたもの。
子どもひなん所 110 番の家	子どもを事件や事故などから守るため、子どもが逃げ込んできた際、警察や学校への通報・連絡をする、事業所・商店・住宅などの緊急避難所。
コミュニティサイクル	自転車利用の促進や放置自転車対策のため、鉄道駅、市街地中心部や公共施設などで通勤・通学や買物など、不特定多数の利用者を対象として自転車を貸し出す仕組み。
コミュニティバス	地域住民の利便性向上などのため一定地域内を運行するバスで、自治体の関与のもと、交通不便地域の解消並びに公共施設、病院、駅、商店街など市民生活に密着した施設への移動手段の確保を主な目的としている。路線バス網の補完的な役割を担うもの。
コミュニティビジネス	地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組。ビジネスから生じた利益は地域社会に還元されることが特徴になっている。
雇用ミスマッチ	求人と求職のニーズが不一致な状況。代表的なものに「業種・職種間ミスマッチ」、「条件ミスマッチ」、「性格・意欲ミスマッチ」などがある。
コンパクトなまち	高度経済成長期に代表される市街地拡大のまちづくりではなく、既存の市街地の再構築や改善、また、水・みどり、歴史、文化などの地域資源の保全や活用に重点をおいたまちづくり。
コンベンション	大会、会議、展示会、見本市などの総称。

用 語	解 説
さ	
災害時要援護者	高齢者、障害者、乳幼児等の災害時において特に配慮を要する者。（平成26年の災害対策基本法の改正により「要配慮者」と定義。）なお、災害時要援護者（要配慮者）のうち、自ら避難することが困難な者であって、特に支援を要する者を避難行動要支援者という。
再生可能エネルギー	石油、石炭、天然ガス、ウラン等の有限な埋蔵資源によらず、太陽光、太陽熱、風力、地熱、潮力、波力、バイオマス等の永続的に利用可能なエネルギー源によって作られるエネルギー。
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3年間の平均値をいう。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い地方公共団体であり、「1」を超えた地方公共団体は普通交付税が不交付となる。
里やま	自然林の破壊により人為的に形成され、維持管理されてきた人里の二次林（関東地方では主としてコナラ・クヌギを優占種とする雑木林）、あるいは二次林と周辺の農地や用水路、草地、史跡等を合わせた地域の景観。
サブプライムローン問題	サブプライムローンとは、比較的信用力の低い個人や低所得者層を対象にした高金利の住宅ローン。アメリカでの住宅ブームを背景に貸し付けを増やしたが、返済を滞る人が増えて不良債権化する傾向が強くなり、リーマンショックの引き金となった。
産学官連携	技術開発や製品開発などにおいて、産業界（産）、大学・研究機関（学）、国・県・市（官）が連携して取り組むこと。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など廃棄物処理法で定める20種類の廃棄物。
CSR	Corporate Social Responsibilityの略。企業の社会的責任のこと。顧客、取引先、株主、従業員などの利害関係者や地域社会との関係性を考慮しながら果たすべき社会的責任。企業経営全般に関わるため、本市では「企業経営そのもの」と説明している。
市街化区域	都市計画法に規定されている都市計画の内容の一つで、「既に市街地を形成している区域または概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」のこと。
市街地再開発事業	不足している道路・公園などの公共施設を計画的に整備するとともに、良好な生活環境を備えた都市型住宅の供給や、業務施設の近代化を図るなど、安全かつ快適な生活空間を創出する事業。
市指定無形民俗文化財	市の区域内に存する、衣食住・生業・信仰・年間行事等に関する風俗習慣・民俗芸能のうち市にとって重要なものとして指定した文化財。
自主財源	地方公共団体が自主的に収入できる財源で、市税、使用料、手数料、財産収入などがこれに当たる。この割合が高いほど自主的な行政運営ができることになる。
次世代自動車	さいたま市では、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車を指す。
次世代自動車・スマートエネルギー特区	さいたま市が目指す「暮らしやすく、活力のある都市として、継続的に成長する『環境未来都市』」の実現に向け、国に対して必要な規制緩和や財政支援等を求めた特区の名称。「ハイパーエネルギーステーションの普及」、「スマートホーム・コミュニティの普及」、「低炭素型パーソナルモビリティの普及」の3つの重点プロジェクトを推進するもの。
自然的土地利用	農業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用を加えたものをいう。都市的土地利用以外の土地利用を総称したもの。
実質公債費比率	地方債の償還や一時借入金利子等の合計額の標準財政規模に対する比率。

用 語	解 説
シティセールス	地域の魅力を新たに作りながら、それらの魅力を市内外に情報発信することによって、市内では、市民に対して市への愛着や誇りを醸成しつつ、地域資源の消費を促し、市外からは、人・カネ・企業などの資源を地域に取り込み、結果として、地域の力を高める一連の活動。
姉妹・友好都市	本市では、（一財）自治体国際化協会の取扱いに合わせ、 （１）両首長による提携書があること （２）交流分野が特定のものに限られていないこと （３）議会の承認を得ていること 以上の要件すべてに該当する都市を「姉妹・友好都市」としている。
市民農園	レクリエーションとして、自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。
社会資本	道路、港湾、上下水道、公営住宅、病院、学校など産業や生活の基盤。
斜面林等の樹林地	谷や低地を縁取る形で存在している斜面にある森林などの当該土地の大部分について樹木が生育している一団の土地。
住宅セーフティネット	自力では適切な居住水準を確保できない低額所得者などの住宅困窮者に対して、行政が関与・支援して、健康で文化的な生活を保障し、居住の安定を図ること。
循環型都市	大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動やライフスタイルが見直され資源を効率的に利用し、できる限りごみを出さず、やむを得ず出るごみは資源として再び利用し、どうしても利用できないごみは適正に処分することで、環境への負荷を極力低減するシステムを持つ都市。
将来負担比率	市が将来負担すべき実質的な負債割合を示すもので、地方債の償還、損失補償等の債務負担行為に基づく支出見込額、退職手当支給予定額、一部事務組合の赤字額等の合計額の標準財政規模に対する比率。
スプロール化	郊外で無秩序に住宅化が進み、虫食い状態の市街地が広がること。
スポーツコミッション	スポーツを重要産業ととらえ、スポーツに特化して都市マーケティングを担う専門組織。
スマートグリッド	ネットワーク上に人工知能や通信機能を搭載した計測機器などを設置し、電力需給を供給側・需要側の両方から自動制御することにより、省エネルギーとコスト削減、及び信頼性と透明性（公平性）を向上し、電力供給を最適化した未来的な電力供給システムのこと。次世代送電網、次世代電力網等ともいわれ、実用化に向けた実証試験が行われている。
スマートコミュニティ	家庭やビル、交通システム等を IT ネットワークでつなげることで、再生可能エネルギー等の導入とエネルギー消費の抑制を図り、地域全体でエネルギーを有効活用する次世代の社会システム。
スマートホーム・コミュニティ	スマートホーム（ホーム・エネルギー・マネジメントシステム（HEMS）や太陽光発電システム、蓄電池などを備えた次世代住宅）が複数戸集まったコミュニティ。さいたま市「次世代自動車・スマートエネルギー特区」では、スマートホーム100戸程度のコミュニティを構築する案を提示している。コミュニティ内では独自の電力網を形成し、エネルギーの一元管理を行う。また、各世帯では太陽光発電の導入や、燃料電池の導入、電気自動車の導入を行う。
生活道路	児童生徒の通学、日用品の買物、近隣との往来、公共施設への出入など市民の日常生活に使用する道路。生活関連道路の略。
成熟した社会	右肩上がりの経済成長とともに拡大してきた社会の量的な成長が止まり、質が重視されるようになった社会。
製造品出荷額等	製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでたくず及び廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額。

用 語	解 説
制度融資	市内の創業予定者や中小企業経営者が、事業に必要な資金（運転資金・設備資金）を低利かつ円滑に調達できるよう、市のあっせんに基づき、金融機関が行う融資。
成年後見制度	認知症や知的・精神障害等の理由で判断能力が不十分な高齢者や障害者等は、財産を管理したり介護等の契約などの法律行為をする必要があっても困難であったり、また、悪徳商法などの被害にあう恐れがあるため、家庭裁判所がその者の判断能力を補う成年後見人等を選任して、保護・支援するための制度。
生物多様性	様々な生きものがいること。いろいろなタイプの自然があるという「生態系の多様性」、様々な生きものがいるという「種の多様性」、同じ種内でも多様な個性があるという「遺伝子の多様性」の3つのレベルで多様性があるとしている。
セーフティネット	網の目のように救済策を張ることで人が暮らしていくための安全・安心を提供する仕組み。
咳エチケット	厚生労働省がインフルエンザなどの空気感染する病気の感染拡大を防ぐため呼びかけ始めたもので、咳をするときのマナー。
セクシュアル・ハラスメント	一般的には雇用での性差別の具体的な現れとしておきる「性的いやがらせ」。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真の掲示などが含まれる。教育機関や福祉現場などでの「性的いやがらせ」等も社会問題になっている。
総世帯数、世帯類型別一般世帯	総世帯数は、「一般世帯」と「施設等の世帯」の数を合わせたもの。「一般世帯」とは、住居と生計を共にしている人々の集まり、一戸を構えて住んでいる単身者、間借り・下宿屋などの単身者及び会社などの独身寮、寄宿舎などに居住している単身者をいう。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などから成る世帯をいう。
た	
待機児童	認可保育所及び公設放課後児童クラブ入所待ち児童。
第8回世界盆栽大会	世界盆栽大会は4年に1度、世界中から盆栽の愛好家らが集まり、作品の展示や盆栽の剪定技術を披露する催しで、平成29（2017）年の第8回世界盆栽大会が本市で開催される。世界盆栽大会が国内で開催されるのは、平成元（1989）年に旧大宮市で実施された第1回大会以来、28年ぶりとなる。
多文化共生社会	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
団塊の世代、団塊ジュニア世代	団塊の世代は、昭和22（1947）～24（1949）年頃にかけての第二次世界大戦後の第一次ベビーブームに生まれた世代のことで、この団塊の世代の子ども世代で、昭和46（1971）～49（1974）年頃の第二次ベビーブーム時代に生まれた世代を団塊ジュニア世代という。
男女共同参画社会	男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる社会。
地域コミュニティ	いま暮らしている地域をより良くしようと、多様な主体がそれぞれの役割分担のもと相互連携を図りながら、地域社会の課題解決に向けた取組やまちづくり活動等に自主的に展開している共同体。
地域包括ケアシステム	高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる社会の実現に向けて、介護のサービス基盤を整備していくと同時に、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される体制。
地下鉄7号線	目黒～赤羽岩淵～浦和美園（35.9km）からなる東京メトロ南北線と埼玉高速鉄道線（SR）の総称。

用 語	解 説
地区社会福祉協議会	地区社協は、住民にとって最も身近な社協として、地域住民が主体となり組織されている任意の団体。地区の福祉課題を捉え、より具体的な福祉活動（事業）を展開していく住民が主役となった福祉のまちづくりの推進役といえる。現在、さいたま市内に 47 地区の地区社協が設置されている。
地産地消	市内で生産された農産物等を市内で消費すること。
地方分権一括法	平成12（2000）年に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」のことをいう。この法律は、地方分権推進法に基づく地方分権推進委員会の勧告を受け、政府が作成した地方分権推進計画を踏まえて検討を加え、地方自治法をはじめ関係法律4,475本の法律改正を一括形式で行ったもの。
地方分権改革	日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革。
低・未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。
低炭素化	持続可能な経済発展を図りながら、地球温暖化の最大の原因といわれる二酸化炭素の排出をできるだけ抑えること。
低炭素型パーソナルモビリティ	二人乗りの超小型電動車両。小型で扱いやすく、子育て世代や高齢者などの負担の軽減や社会参加を可能にする。EV 原動機付自転車などが挙げられる。
電子市役所	市民サービスの向上や行政運営の効率化・高度化のため、行政運営に当たり、情報の電子化や情報通信ネットワークの活用を積極的に進めること。
同和問題	同和地区（被差別部落）に生まれたということだけで、日常生活や就職・結婚などの際に不当な差別を受けるなど、誰にでも保障されている基本的人権が侵害されているという社会問題。
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県または市町村が都市計画に定める地区。市内では平成18年度に初めて、大和田緑地公園を指定している。
都市型住宅	都心などにおいて、高度利用された形態でにぎわいや都市的な景観を形成し、様々な都市機能を身近に利用できるという高い利便性を生かした住宅。
都市活動	都市において行われる、市民生活、商業活動、生産活動などを総称した、様々な活動。
都市機能	都市的な活動を支えるために必要な機能の総称。主な都市機能として、居住機能、商業機能、業務機能、産業機能、レクリエーション機能等があげられる。
都市基盤	学校、病院、道路、港湾、工業用地、公営住宅、橋りょう、鉄道路線、バス路線、上水道、下水道、電気、ガス、電話など市民の福祉の向上と経済の発展に必要な施設。
都市計画道路	都市計画法に基づき一定の手続によって決定する道路。都市計画で決定することにより将来の計画を対外的に示すとともに、土地利用の制限等により事業の困難化を防止する。
都市公園	街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等の国または地方公共団体が設置する公園。
都市的土地利用	住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用。
都市農業	大消費地に位置するという利点を生かしつつ、市民に新鮮で安全かつ良質な農産物等を供給し、及び農業の有する多面的機能を備えた市の全域で営まれる農業。

用 語	解 説
土地区画整理事業	区域内の土地所有者が土地を提供（減歩）し合って、道路・公園などの公共施設を整備するとともに宅地の区画を整え（換地）利用価値を高め、健全な市街地とする事業。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）ものから受ける暴力。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などがある。
な	
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、経営感覚に優れた農業経営を目指す担い手として市町村が認定した農業者。認定農業者には、育成のための支援措置が講じられる。
ノーマライゼーション	障害のある人の住居、教育、労働、余暇などの生活の条件を可能な限り障害のない人の生活条件と同じようにすることで、障害のある人が障害のない人と同等に生活し活動する社会を目指す理念。現在では、障害者福祉に限らず、社会福祉のあらゆる分野に共通する理念となっている。
ノンステップバス	床面の高さが低く、乗降口のステップをなくし、車いすなどでもそのまま乗り降りができるバス。
は	
バイオマス	もとは生物の量を意味するが、転じて化石燃料を除いた生物由来の有機エネルギー、資源を指す。例えば、食品残渣（生ごみ）、剪定枝（枝の切りくず）、家畜ふん尿等がこれに当たる。
ハイパーエネルギーステーション	多様なエネルギーを供給でき、電気自動車用急速充電器も備えた、災害時も燃料を供給することができる施設。さいたま市「次世代自動車・スマートエネルギー特区」の活用により設置の促進を図るもの。
バリアフリー	障害者や高齢者など、ハンディキャップを負っている人々の行動を拒む制度的、物的、心理的な障壁をなくすこと。バスや鉄道の車両、歩道等において、段差、階段、出入口、通路などの配慮をはじめ、ハンディキャップを負っていない人の理解や協力も対象となる。
ハローワーク	公共職業安定所、略称「職安」、愛称「ハローワーク」は、国（厚生労働省）によって設置された、職業安定法に基づく国民の安定した雇用機会を確保することを目的とした施設。
PFI	公共施設などの建設や維持管理、運営等に、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率的、効果的に公共サービスを提供する手法。
ヒートアイランド現象	人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、自動車やエアコンからの人工排熱の増加などにより、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。夏の日中の気温が異常に上昇することで熱射病の患者が出る、夜も気温が下がらず熱帯夜になるなどの問題が顕在化している。
ひきこもり	様々な要因の結果として社会参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてよい）。
複合利用	住居系・商業系など、一つの限定した用途の地域として土地を利用するのではなく、多様な機能を複合的に配置して、土地を有効に活用すること。
扶助費	社会保障制度の一環として、医療費や手当など、生活金困窮者、要援護高齢者、障害者などの生活維持や保育所での保育活動などに支出される経費。
普通建設事業費	社会資本を形成するために道路、橋りょう、学校を始めとした公共施設等の新增設等の建設事業などに要する経費。
普通交付税	地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税があり、普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付されるもの。

用 語	解 説
物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する経費の総称。賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費などが含まれる。
プラント設備	特定の機能を果たすために配置され、また組み合わせられた機器、装置などの総称のこと。ここでは、ごみ処理等のための機械、機器、装置などを指す。
BRICS 諸国	ブラジル、ロシア、インド、中国に南アフリカを加えた中長期的に高い経済成長が期待される新興5か国を指す。
文化芸術都市	市民等が自主的に文化芸術に関する活動を行い、または文化芸術を享受することにより、市民等の文化芸術以外の分野における活動が促進され、かつ、文化芸術の振興を契機として地域が活性化し、市民等が充実した生活を送ることのできる活力のある都市。
歩車共存道路	車道部に車両の速度を抑える工夫を施すなど、歩行者と自動車との共存を図る道路。
補助費等	主に公益上必要があると認められる団体などに対して、地方公共団体が交付する補助金など。
ま	
街なか居住	都市の中心部への居住を推進する考え方。自動車に頼らない環境に配慮した生活や少子高齢化に対応したサービスの効率化、利便性の高い生活など、メリットが期待される。
緑のトラスト保全	公益財団法人さいたま緑のトラスト協会が行う「ナショナル・トラスト運動」のことであり、ナショナル・トラスト運動とは、一人ひとりが少ない負担から自然や歴史的な環境を守る運動のこと。現在、第13号地までの指定がある。
民生家庭部門	二酸化炭素排出量の統計区分の一つで、家庭における電気、ガス、石油系燃料等、エネルギーの使用に伴って排出される温室効果ガスが対象となる。但し、自家用車の使用に伴うものは除く。
民生業務部門	二酸化炭素排出量の統計区分の一つで、サービス関連産業や公的機関等における冷暖房、照明などに必要な電気、ガス、石油系燃料等、エネルギーの使用に伴って排出される温室効果ガスが対象となる。
民生児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねている。 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
無電柱化	電線を道路に埋めるなどして電柱をなくすこと。景観の改善や防災、路上スペースの確保などを目的に行われる。
モータリゼーション	社会の自動車化。自家用車の急速な普及に伴い都市の交通の多くが、自動車によって担われるようになる現象。
モビリティ・マネジメント	一人ひとりの移動（モビリティ）が、過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等、社会的にも個人的にも望ましい方向に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通施策。
や	
屋敷林	屋敷の周囲に設置された林。屋敷森とも呼ばれる。防風や防雪の目的で設置され、特に家々が孤立している場合に有効である。

用 語	解 説
ヤングキャリアセンター 埼玉	埼玉県がハローワークと連携して運営するハローワーク浦和・就業支援サテライト（若者コーナー）において、就業を希望する 40 歳未満及び正社員経験の少ない 44 歳以下の方（学生を含む）の就職活動を支援するワンストップセンター（通称ジョブカフェ）。
遊休農地	現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、もしくはその農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地。農地法において定義されている用語。
有効求人倍率	公共職業安定所に申し込まれている求職者数に対する求人数の割合。「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得たもの。
ユニバーサルデザイン	高齢者や障害者をはじめ、すべての人ができるかぎり利用しやすいように、製品、建物や都市をデザインすることであり、「すべての人が利用しやすい」「すべての人を思いやるまちづくり、ものづくり」という考え方。
要介護	身体または精神の障害のため、入浴・排せつ・食事などの日常生活での基本的な動作が6か月にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態であると認定され、介護の必要度により要介護1～5に区分され、区分に応じた介護保険サービスが提供される。
要支援	身体または精神の障害のため、入浴・排せつ・食事などの日常生活での基本的な動作が6か月にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減・悪化防止のため支援が必要と見込まれる状態であると認定され、支援の必要度により要支援1・2に区分され、区分に応じた介護保険サービスが提供される。
ら	
ライフサイクルコスト	施設等の建設・建築費だけでなく、維持管理や改修、廃棄までに要する、その施設等に関する総費用。
ライフスタイル	衣食住のあり方だけでなく、生活の様式や個人の生き方全般。
ライフステージ	人間の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階。それぞれの段階は連続性があるものの、節目によって、次の段階の生活環境や“生き方”は大きく変容し、場合によっては、環境に適応するために生活スタイルや考え方、仕事の仕方等、様々なものを変化させる必要が出てくる。
ライフライン	電気やガスなどエネルギー施設、水供給施設、交通施設、電話やインターネット等の情報施設など、生活に必要な公共インフラ設備。
リーマンショック	平成20（2008）年9月15日のアメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズの破綻とそれをきっかけにした株価暴落のこと。
労働生産性	従業員一人当たりがどれだけ付加価値を生み出しているかを示す指標。
労働力率	15歳以上人口に占める労働力人口の割合。
わ	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活（家事・育児・介護・地域活動・趣味など）の両立を実現すること。市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。

さいたま市総合振興計画の進行管理

～後期基本計画・実施計画の着実な推進に向けて～

1 進行管理の目的

見直し・改善・新たな企画立案を図りながら、計画を効果的・効率的に推進する。

- 計画は策定して終わりではなく、計画に掲げたビジョンの実現や目的の達成に向けて、“いかに効果的・効率的に取り組み、様々な工夫を行い、各施策・事業の見直し・改善を図りながら推進していくか”が重要です。
- そのためには、職員はもとより市民と計画に掲げたビジョン・目的・内容を共有して共に取り組むとともに、社会経済情勢や市民ニーズの変化への的確な対応、市民生活の向上につながる新たな価値の創造など様々な観点から、各施策・事業を点検し、“見直し・改善・企画立案につなげていくこと”が必要です。

2 PDCAサイクルに基づく進行管理

“一つのさいたま市”としてPDCAサイクルを繰り返し、より高みを目指す。

- 総合振興計画の各施策・事業については、PDCAサイクル（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検 → Action 見直し・改善）に基づく進行管理を行います。
- このPDCAサイクルに基づく進行管理については、“より高みを目指す”という視点が大切であり、これにより積極的な取組を進め、着実に成果を挙げながら、基本構想に掲げる将来都市像の実現を目指します。
- そのためには、PDCAサイクルの各段階で、“一つのさいたま市”として総合力を発揮することが必要であり、本庁²も区役所も、事業部門も管理部門³も、市民の意見等を十分に踏まえ、知恵と工夫を凝らしながら、多様な協力・連携のもと、各事業を推進（スパイラルアップ⁴）していくことが求められます。

<協力・連携の例>

- ・組織間の情報の共有、組織横断的な協力体制の整備、各事業の連携実施
- ・総合振興計画の進行管理と他の計画の進行管理との連携（調書やデータの共有化等）
- ・総合振興計画の進行管理と組織編制・人事評価・人員配置・予算編成等との連携

1 「点検」を「進捗状況や課題を把握・分析すること」と定義します。

2 「本庁」には事業所（区役所の組織以外）を含めています。

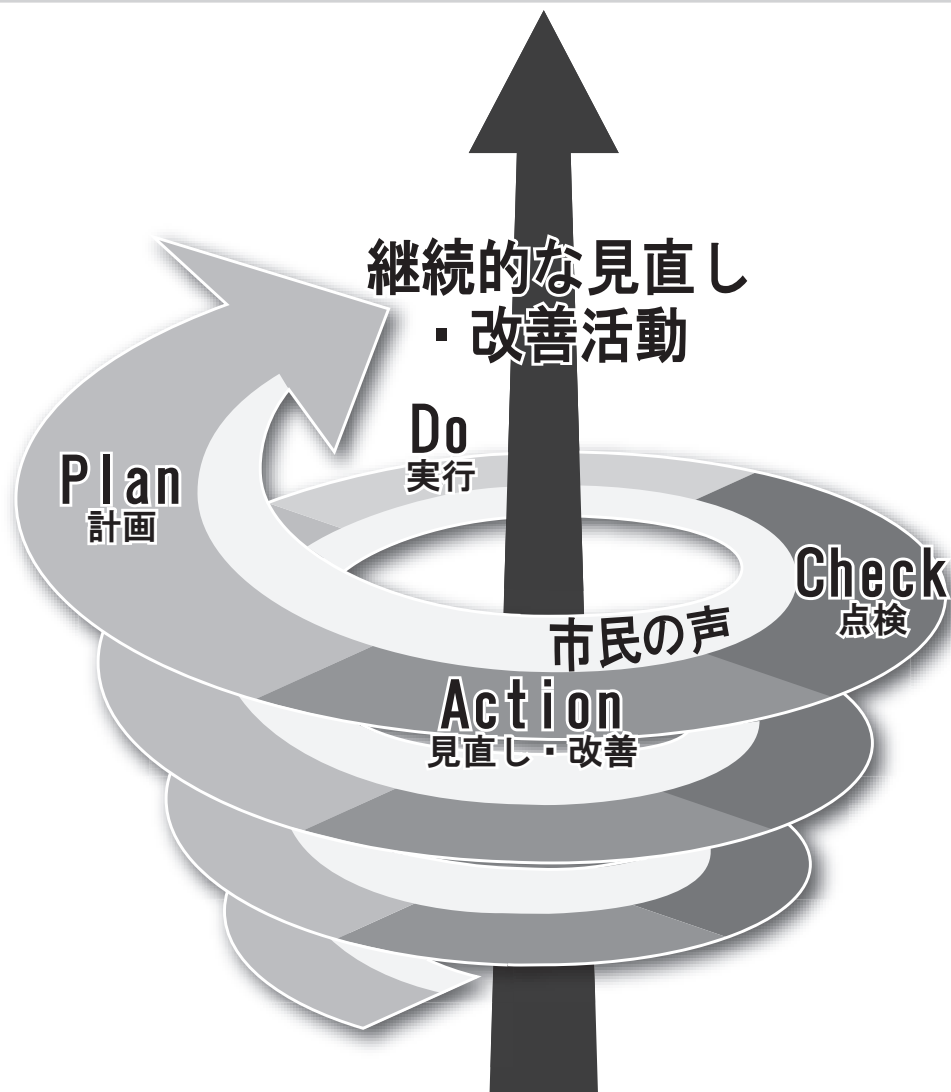
3 「事業部門」は市民に対する直接的な行政サービス（事業）を実施する部署をいい、「管理部門」は都市経営の中核として、政策調整・総務・人事・財政・行財政改革・広報・広聴など、事業部門を支える役割を担う部署をいいます。

4 一連の活動を繰り返しながら、螺旋階段を上るように一步一步着実に向上を図ることをいいます。

＜PDCAサイクルによるスパイラルアップのイメージ図＞

＜目指すべき将来都市像＞（基本構想より）

多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市
見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市
若い力の育つゆとりある生活文化都市



“一つのさいたま市”として将来都市像の実現を目指す

P D C Aサイクルの各段階において、本庁も区役所も、事業部門も管理部門も、市民の意見等を十分に踏まえるとともに、知恵と工夫を凝らしながら、組織間の連携、他の計画や事業との連携、組織・人事・予算等との連携など多様な連携・協力のもと、各事業・取組を推進

3 各年度の進行管理の考え方

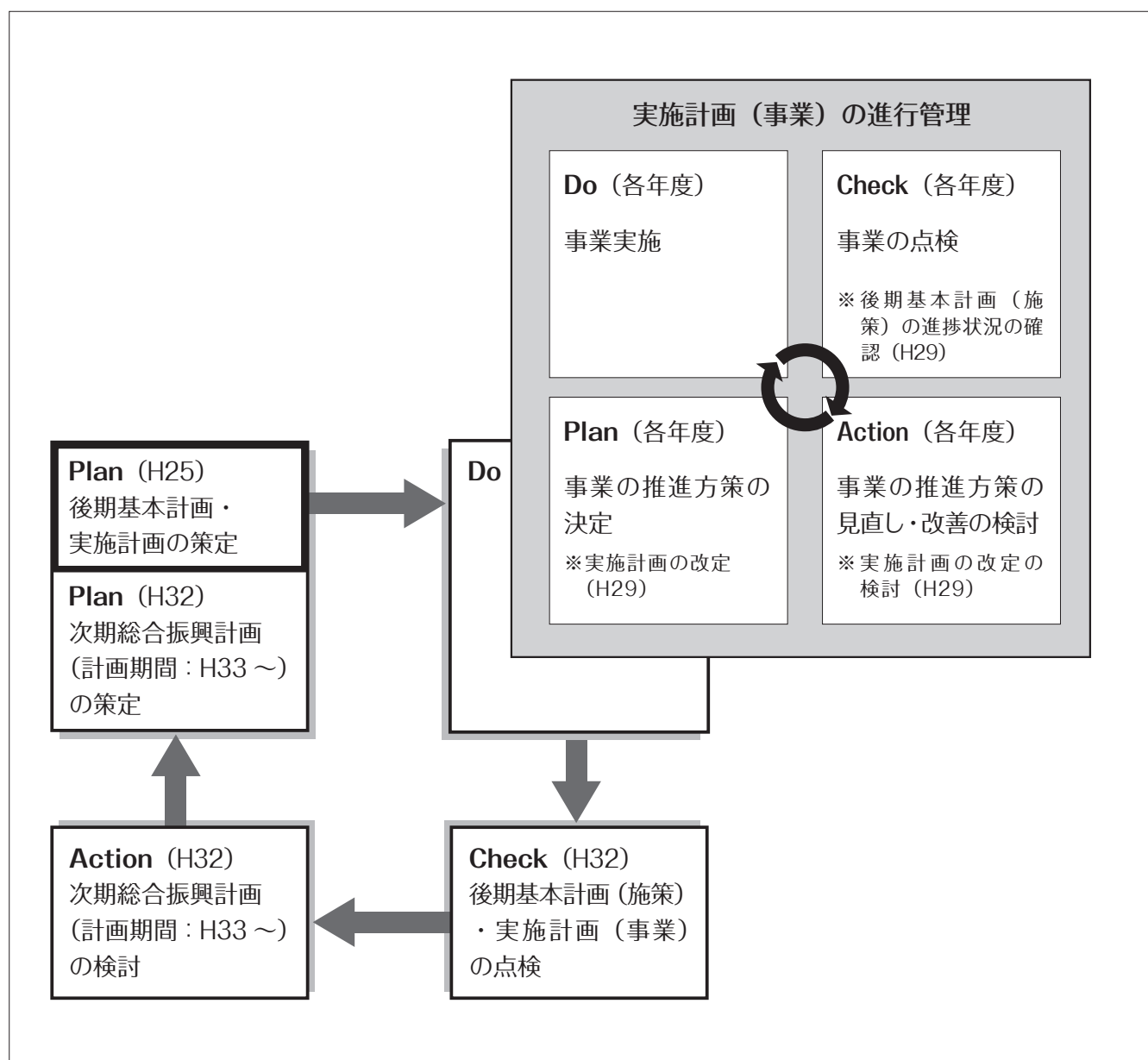
各年度は実施計画（事業）を中心に点検し、平成29（2017）年度はこれに加えて後期基本計画に掲げる「目指す方向性」の進捗状況を確認する。そして、平成32（2020）年度は実施計画（事業）と併せて後期基本計画（施策）についても点検する。

●平成32（2020）年度までの各年度における進行管理の実施に当たっては、次の表を基本とします。

各年度	◆実施計画（事業）を中心に点検します。 その際は、上位計画である後期基本計画「第3部 分野別計画」の節ごとに掲げる「目指す方向性」や「施策展開」をはじめ、後期基本計画の内容を踏まえる必要があります。
平成29（2017）年度 （後期基本計画の中間年度、実施計画の最終年度）	ア 実施計画（事業）の点検に加えて、後期基本計画（施策）に係る成果指標の数値の動向を把握し、また、設定した指標以外に参考となる各種統計調査や他都市との比較⁵データ、その背景にある社会経済情勢等も勘案して、総合的な視点から後期基本計画（施策）の進捗状況を確認します。 イ 上記の結果を踏まえ、実施計画を改定（次の実施計画の計画期間は平成30～32年度を予定）します。
平成32（2020）年度 （後期基本計画・次期実施計画の最終年度）	◆実施計画（事業）と後期基本計画（施策）について点検し、平成33（2021）年度以降の計画の検討に生かします。 基本構想をはじめ、総合振興計画全体の計画期間が平成32（2020）年度をもって満了となることに伴い、他の多くの個別計画も計画期間が満了となることが見込まれます。そのため、その後の総合振興計画をはじめとする各種計画のあり方等について、時間をかけて十分に検討する必要があります。

⁵ 平成25年度決算・行政評価特別委員会の行政評価における提言等も参考にします。

<PDCAサイクルのイメージ図>



総合振興計画の計画期間

平成（年度）



4 PDCAサイクルの各段階におけるポイント

- ここでは、事業部門が実施する各事業及び管理部門における各取組の進行管理に当たり、踏まえるべきポイントをDoからPlanの順で示します。

(1) Do (Plan を受けて施策・事業・取組を実行)

本庁も区役所も、事業部門も、管理部門も、各部署が協力・連携して、“一つのさいたま市”として基本構想に示す将来都市像の実現に向けた取組を実行する。

- 本庁・区役所、事業部門・管理部門のすべての部署が総合振興計画を意識して実施計画事業をはじめとする各事業・取組を推進します。
- その推進に当たっては、積極的に市民と情報の共有を図り、市民の理解・協力を得ながら進めることが必要です。
- また、社会経済情勢や市民ニーズの変化等に伴う様々な課題に対応し、市民生活の向上につながる新たな価値を創造するために、局・部・課等の事務分掌の枠に捉われずに、さいたま市としてのあるべき姿を考え、横断的に協力し合いながら取り組んでいくことが重要です。
- さらに、局・部・課等それぞれのレベルで年間を通じてマネジメントを実践しながら、市としての的確な判断・対応を随時行う必要があります。そのため、年度途中においても適宜、各事業・取組の進捗状況や課題を把握し、必要な情報を共有していきます。

「重点戦略～のびのびシティ さいたま市戦略～」について

- 後期基本計画第2部「重点戦略～のびのびシティ さいたま市戦略～」では、将来都市像の実現に向けて、本市の強みと限られた経営資源（人材、財源等）を有効に活用しつつ、重点的・分野横断的に取り組んでいくための5つの重点戦略を掲げています。
- これら重点戦略については、実施計画で各重点戦略に掲げた事業だけでなく、より様々な事業・取組を視野に入れながら全庁的に推進していきます。

<5つの重点戦略>

- 重点戦略1 「次代を担う人材をはぐくむ都市 さいたま」の創造
～豊かな教育と子育てのまちをつくる～
- 重点戦略2 「高齢者が元気に活躍する都市 さいたま」の創造
～高齢者の知識と経験を社会に生かすまちをつくる～
- 重点戦略3 「イノベーションする都市 さいたま」の創造
～新たな視点とチャレンジで価値を創造するまちをつくる～
- 重点戦略4 「自然と共生し、低炭素に暮らす都市 さいたま」の創造
～豊かな自然と低炭素なライフスタイルを楽しむまちをつくる～
- 重点戦略5 「みんなで安全を支える都市 さいたま」の創造
～“みんながいるから安心”・地域と共に災害に強いまちをつくる～

「各区の将来像」について

- 後期基本計画第4部「各区の将来像」では、地域の特性を生かし、区民に身近なまちづくりを進めるため、10区の将来像とまちづくりのポイントを示しています。
- 区役所・本庁、事業部門・管理部門がともに、「各区の将来像」を踏まえて実施計画事業をはじめとする各事業・取組を推進していきます。

「計画推進の基本的な考え方」について

- 後期基本計画第5部「計画推進の基本的な考え方」では、後期基本計画を効果的・効率的に推進していくために、「市民と行政の協働」「将来を見据えた行財政運営」について、現状と課題及び施策展開を示しています。
- 「計画推進の基本的な考え方」を踏まえて、本庁・区役所、事業部門・管理部門がともに実施計画事業をはじめとする各事業・取組を推進していきます。

<計画推進の基本的な考え方（施策体系）>

■市民と行政の協働の推進

- (1) 市民と市との情報共有の充実
- (2) 多様な市民活動の活性化支援
- (3) 大学や企業との連携強化の推進
- (4) 地域課題の解決に向けた協働の推進

■持続可能な行財政運営の推進

- (1) 行政情報の透明化による市民の信頼の確保と課題の共有
- (2) 行政需要に的確に対応できる組織体制の構築と生産性の高い行財政運営
- (3) 市民に信頼され、質の高い行財政運営を実現する人材育成と環境整備
- (4) 安全・安心で持続的な施設サービスの充実

■市民に身近で、はやい区行政の実現

- (1) 区役所の総合行政機能の強化・充実
- (2) 地域課題の解決へ主体的に取り組む区役所の構築
- (3) 参加と協働による区政運営

■真の分権型社会を担う自主的・自立的な都市を目指す

- (1) 地方分権改革の推進と新たな大都市制度の創設
- (2) 今後の首都圏を見据えた広域行政の推進

(2) Check (Do の点検：進捗状況や課題の把握・分析)

進捗状況や課題を把握・分析し、見直し・改善・企画立案につなげていく。

- 実施計画の各事業については、後期基本計画に掲げる「目指す方向性」を踏まえ、定期的に進捗状況や課題を把握し、分析を行います。
- 後期基本計画の各施策については、本計画の中間年度（平成29年度）及び最終年度（平成32年度）に、成果指標の個別指標（「第3部 分野別計画」の節ごとに掲げる「目指す方向性」の進捗

状況を測る“物差し”として設定)に係る数値の動向を把握するとともに、参考となる各種統計調査や他都市との比較データ、実施計画事業の進捗状況などを用いて、総合的な視点から実施計画事業や成果指標（個別指標）の妥当性の分析を行います。

- その結果については、現状や課題を市民と共有してともに考えていくため、公表します。

(3) Action (Check を踏まえた見直し・改善の検討・企画立案)

事業部門では進捗状況や課題を踏まえて各事業の見直し・改善の検討と企画立案を、管理部門では事業部門の進捗状況や課題を踏まえて、各事業の推進を支えるための自らの取組の見直し・改善の検討と企画立案を行う。

- 事業部門においては、点検結果を踏まえ、社会経済情勢や市民ニーズの変化等への的確な対応、市民生活の向上につながる新たな価値の創造といった様々な観点から、各事業の推進方策の見直し・改善や新たな事業の検討を行います。
- 管理部門においても、事業部門の事業推進を支えるため、限られた経営資源（人材、財源等）を有効に活用し、「選択と集中」の視点から組織編制、人員配置、予算編成など自らの取組の見直し・改善、新たな取組の検討を行います。
- 平成29（2017）年度には、実施計画及び後期基本計画の進捗状況を踏まえて実施計画の改定を検討するとともに、必要に応じて、他の個別計画についても見直しを検討します。
- また、平成33（2021）年度以降の総合振興計画をはじめとする各種計画のあり方等についても検討していきます。

(4) Plan (Action を踏まえた事業計画等の決定)

事業部門は来期の実施事業やその推進方策、スケジュール等を決定し、管理部門は各事業の推進を支えるため、政策調整・組織・人事・財政・行財政改革・広報・広聴等に関する様々な取組内容について決定する。

- 事業部門において来期の実施事業や推進方策、スケジュール等を決定し、予算編成や推進体制の整備等を行います。
- 管理部門においても事業部門の事業推進を支えるための組織編制、人員配置、予算編成等を連携して行うとともに、各種取組の推進方策・スケジュール等を決定します。
- 平成29（2017）年度には、実施計画を改定するとともに、必要に応じて他の個別計画を改定します。
- 平成32（2020）年度には、総合振興計画等のあり方の検討結果を踏まえて、次期総合振興計画を策定します。

5 進行管理のための指標

(1) 成果指標と活動指標

- 進行管理のための指標として活動指標と成果指標があります。活動指標は実施計画に掲げる各事業の計画目標として主に設定（計画に掲載）し、実施計画の進行管理に活用します。また、成果指標は後期基本計画「第3部 分野別計画」の節ごとに掲げる「目指す方向性」の進捗状況を測る一つの“物差し”として個別指標を設定（205頁参照）し、後期基本計画の進行管理に活用します。

活動指標 (アウトプット)	経営資源（人材、財源等）を投入して、どのような活動を行ったのか、どのようなサービスを提供したのかなど、実施した活動量・事業量を表す指標
成果指標 (アウトカム)	行政活動の結果として、市民にもたらされた便益や実感など、どれだけの成果（効果・効用）がもたらされたかを表す指標

(2) 成果指標について

ア 成果指標の位置付け

- 総合指標（204頁参照）は、包括的な視点から「住み心地」および「定住志向」に係る指標を掲げています。
- 個別指標は、後期基本計画「第3部 分野別計画」の節ごとに掲げる「目指す方向性」の進捗状況を測る一つの“物差し”として設定し、各施策の効果的かつ効率的な展開を図るために、事業の拡充や見直し、新たな企画立案、限られた経営資源（人材、財源等）の配分の検討等に活用します。なお、計画を推進していく中で、市民と情報の共有を図り、市民の理解・協力を得ながら進めるため、指標の分かりやすさなどを勘案して、個別指標から抜粋した“主な個別指標”（204頁参照）を掲げています。
- 成果指標は、市の事業実施による成果が必ずしも指標に係る数値の増減に直結するものではなく、社会経済情勢の変化、国・県・事業者など関係者の取組等の影響を受けるものです。
- このような成果指標の性質や次頁の検討経緯を踏まえ、また、成果指標の設定は本市の総合振興計画において初めての試みであることから、まずは試行的なものとして、204頁の「成果指標」における平成32年度（参考）欄には、当該年度までに到達したい水準を参考値として記載しています。

さいたま市総合振興計画あり方懇話会

- 平成23（2011）年度に設置したさいたま市総合振興計画あり方懇話会（地方自治を専門とする学識経験者5名で構成）において、後期基本計画に定める施策の進捗状況を定期的にモニタリングする仕組みについて検討すべきであるとの意見を踏まえ、検討を行いました。

<さいたま市総合振興計画あり方懇話会報告書（平成24（2012）年3月）>

計画を効果的・効率的に推進するためには、総合振興計画を核として、市のすべての計画が基本構想に定める将来都市像の実現に向け一体となって推進される必要があり、そのためには、事業単位だけではなく、分野を総観する施策レベルの評価が不可欠である。

今後の総合振興計画では、毎年度実施している事業単位の進捗管理にあわせ、施策レベルでも定期的に成果・効果の実現状況をモニタリングし、状況に応じて柔軟に資源配分を見直していく仕組みが必要であり、その前提として、施策レベルの計画でアウトカム指標からなる「成果目標」を掲げることを優先課題として検討する必要がある。

また、「成果目標」については、市の事業実施による成果が必ずしもアウトカム指標の増減に直結するものではなく、マクロ的な社会経済状況の変化等による影響を受けるものでもある点を踏まえ、目標値を達成すること自体が目的ではなく、施策の進捗状況を継続的にモニタリングし、経営資源の配分を最適化するためのツールであるという認識を庁内はもとより、住民等とも共有しておくことが重要である。

さいたま市総合振興計画審議会

- 平成25（2013）年度に設置したさいたま市総合振興計画審議会（市民、関係団体代表者、学識経験者の35名で構成）における審議では、成果指標の設定に肯定的な意見も多くありましたが、「個々の指標が適切かどうか、もっと時間をかけて検討すべき」、「指標の一人歩きや自己目的化は避けるべき」といった趣旨の意見をいただきました。

<さいたま市総合振興計画審議会での成果指標に関する主な意見>

- ◆今回新たに「成果目標」を設定することは大きな進化であるが、成果指標は非常に重要であり、もっと時間をかけて検討すべきである。
- ◆他市における成果目標を参考にして、他地域の満足度や整備率等と比較するなど、横のチェックができた方がよい。
- ◆指標については、もう少し研究した上で仮に設定し、後で差替えや修正をしてもよいのではないか。
- ◆細かい数値を掲げることに意味があるのか。誤差の範囲ととらえることもできるので更なる検討が必要と感じる。
- ◆施策単位で主観指標（市民の実感）のみではなく、客観指標もあってもよいのではないか。
- ◆5年後、10年後にも比較できるよう文言も含め吟味する必要がある。
- ◆あまり費用をかけずに、データが取れるような持続可能な指標を置いた方がよい。
- ◆今後の様々な変化を踏まえると、成果目標をあまり細かく設定することは難しい。
- ◆目標値については、根拠がないのであれば設定する必要はないように思う。
- ◆なぜ増やさないといけないのかなど、指標設定の理由が重要である。数字の一人歩きや数字の自己目的化は避けなければならない。

イ 成果指標（個別指標）の選定

- さいたま市総合振興計画審議会における様々な意見を踏まえるとともに、後期基本計画「第3部分 野別計画」の節ごとに掲げる「目指す方向性」の進捗状況を測るに当たり、「施策展開」の内容をできるだけ網羅した点検ができること、また、社会経済情勢の変化を踏まえ、多様な角度から客観的に点検できることなどを考慮して選定しました。

ウ 今後の検討・活用について

- 成果指標の個別指標については、今後も適切な進行管理を実現するという観点から引き続き検討し、後期基本計画の中間年度（平成29（2017）年度）において、必要に応じて指標自体の見直しも行うこととします。
- 平成29（2017）年度及び後期基本計画の最終年度（平成32（2020）年度）には、成果指標に係る数値がどのように変化したかを把握し、個別指標の数値動向を基に計画に掲げる「目指す方向性」の進捗状況を確認します。
- なお、その際には、外的要因による影響を受けやすいという成果指標の性質、設定した指標だけで施策全体の進捗状況を測るには限界があること、結果だけでなく一つ一つの取組の積み重ねも大切であることを考慮し、社会経済情勢の変化等による影響などを踏まえるとともに、実施計画の進捗状況、各種統計調査や他都市との比較といった様々なデータも活用して総合的な視点から行います。
- その結果は今後の各施策・事業の改善・見直し、組織編制や人員配置、予算編成、実施計画や他の個別計画の改定、さらに総合振興計画全体の計画期間満了（平成32（2020）年度）後における各種計画のあり方の検討など様々な面で生かしていきます。

6 「各区の将来像」の実現に向けて

(1) 「各区の将来像」の位置付け

- 後期基本計画「第4部 各区の将来像」は、地域の特性を生かし、区民に身近なまちづくりを進めるための基本的かつ大きな方向性を示すものであり、10区の「将来像」と「まちづくりのポイント」を掲げています。
- 「各区の将来像」は、これまでの基本計画（平成16（2004）年2月策定）にも掲げ、その実現に向けて各種事業に取り組んできました。後期基本計画においては、これまでの各区の取組の継続性に配慮して、従来の「各区の将来像」の決定手法を踏襲することとしました。
- その上で、市民ワークショップや市民アンケートを実施するとともに、日頃からまちづくりに関わる関係団体の方々と構成する「区の将来像に係る検討懇話会」を区ごとに設置、開催して多くの意見をいただくなど、従来の「区の将来像」をベースに区民主体の検討を進め、かつ後期基本計画「第3部 分野別計画」との整合を図りながら後期基本計画の「各区の将来像」を取りまとめました。

<さいたま市総合振興計画あり方懇話会報告書（平成24（2012）年3月）>

現行の総合振興計画は、基本計画の第5部に「各区の将来像」を掲げている。政令指定都市の一部には、「総合計画」とは別に、行政区がそれぞれ計画策定を行う市もあるが、行政区への権限委譲の状況や行政区の裁量予算の多寡に応じて、行政区単位の計画（以下「区別計画」という。）のあり方は異なるものと考えられる。

さいたま市では、市政の最前線基地である区役所の窓口サービスの向上・市民満足度アップの実現を目的として、2009（平成21）年度から区役所のあり方に関する検討を行うなど、区役所改革に取り組んでいることだが、行政区にどの程度の自律性を持たせるかという議論とどのような形態の「区別計画」を作成するかという議論は併せて検討する必要がある。

(2) 「各区の将来像」の具体化に向けた取組

- 「各区の将来像」の具体化に向けて、区役所・本庁がともに「各区の将来像」に係る認識を共有し、次の取組を推進するとともに、その際には、新たに生じる様々な課題や指定都市制度に係る法令の動向等を踏まえて工夫・改善を繰り返しながら、効果的な方策について継続的に検討していくことが必要です。

ア 区役所が行うこと

- 各区役所は、自らの区の「将来像」について様々な機会で区民との共有を図るとともに、区民等の要望、意見、提案等の把握に努め、それを基に、区の将来像の実現に向けた必要な事業の推進に取り組めます。
- 各区役所は、自らの区の「将来像」の実現に向けた必要な事業の推進に当たっては、積極的に市民参加を促し、区と区民との協働に取り組めます。
- 各区役所は、区長が有する予算要求権限、組織編制権限及び人事配置権限の効果的な活用を図り、区で解決できる課題に積極的に対応し、区まちづくり推進事業の充実を図ります。
- 各区役所は、「さいたま市区における総合行政の推進に関する規則」（216頁を参照）に基づき、把握した区民の要望、意見、提案等を本庁に提供するとともに、必要な施策の実施を要請するなど、積極的に調整を行います。

イ 本庁が行うこと

- 本庁各所管は、各区の「将来像」及び「まちづくりのポイント」を踏まえて、工夫しながら事業を検討・実施します。
- 本庁各所管は、各区における総合行政の推進に協力するとともに、区長から要請を受けたときは、必要な措置を検討します。

ウ 区役所と本庁のさらなる連携

- 本庁と区役所との役割分担の見直しを進める中で、区長権限のさらなる充実について検討します。
- 「さいたま市区における総合行政の推進に関する規則」の実効性を高めるため、区役所と本庁の連携強化に向けて、区役所が必要な施策や事業を企画提案し、区役所と本庁が連携して予算案を作成するなど、予算編成や政策調整の場面での新たな工夫や仕組みづくりに取り組めます。

成 果 指 標

総合指標

●さいたま市を住みやすいと感じる市民の割合

平成25年度
81.8% ※



平成32年度（参考）
90%

※ 平成25年度さいたま市民意識調査（市広聴課）の設問「あなたが住まいの「地域」の住み心地はどうか。」において、「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と答えた市民の割合

●さいたま市に住み続けたいと感じる市民の割合

平成25年度
82.1% ※



平成32年度（参考）
85%

※ 平成25年度さいたま市民意識調査（市広聴課）の設問「あなたは、現在お住まいの地域にこれからも住みたいと思いますか。」において、「今の地域にずっと住み続けたい」「当分の間住み続けたい」と答えた市民の割合

主な個別指標

市民1人当たりの温室効果ガス排出量

平成21年度
4.12t-CO₂ ※1



平成32年度（参考）
3.19t-CO₂

子育てしやすいまちだと感じる市民の割合

平成25年度
65.5% ※2



平成32年度（参考）
75%

65歳の健康寿命

平成23年
男性 17.02年
女性 19.66年



平成32年度（参考）
男性 19年
女性 22年

全国学力・学習状況調査、「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合

平成25年度
89.6%（小6）
75.5%（中3）
※3



平成32年度（参考）
93%（小6）
80%（中3）

都心に活気があり、魅力的であると 感じる市民の割合 ※4

平成25年度
62.1% ※2



平成32年度（参考）
70%

市内総生産（実質）

平成22年度
4兆782億円



平成32年度（参考）
4兆9,713億円

災害に備え、家庭で備蓄等の対策を 取っている市民の割合

平成25年度
60.3% ※5



平成32年度（参考）
73%

地域の活動に参加している市民の割合

平成25年度
35.0% ※5



平成32年度（参考）
50%

※1 「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（計画期間：平成25～32年度）の基準年度の排出量

※2 平成25年度さいたま市総合振興計画（後期基本計画）に係るアンケート調査（市企画調整課）において、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた市民の割合

※3 全国学力・学習状況調査（文部科学省）の設問「将来の夢や目標を持っている」について、「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と答えた児童生徒の割合

※4 都心とは、大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区及び浦和駅周辺地区をいう。

※5 平成25年度さいたま市総合振興計画（後期基本計画）に係るアンケート調査（市企画調整課）において、「積極的に行っている（心がけている）」「ある程度行っている（心がけている）」と答えた市民の割合

個別指標

第1章 環境・アメニティの分野

第1節 地域から取り組む「環境への負荷の少ない持続可能な社会」の実現

目指す方向性

誰もが環境の保全と創造に関心を持ち、意欲的に取り組むことで、さわやかな空ときれいな水のある環境負荷の少ないまち、地球規模の環境問題に地域から行動する環境先進都市を目指します。

第2節 ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）の創造

目指す方向性

市民、事業者、行政が連携・協力し、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3Rを積極的に進め、ごみを減量し、適切に資源を有効活用して、環境負荷の少ないめぐるまち（循環型都市）の実現を目指します。

第3節 人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造

目指す方向性

見沼田圃や荒川など多様な動植物が生息する自然環境の保全・活用・再生、都市緑化の推進と身近な水辺環境の保全・創出とともに、個性豊かで魅力ある景観を形成することにより、人と自然が共生する緑豊かな美しいまちを目指します。

節	指標項目	平成25年度	今後の方向性	平成32年度（参考）
第1節	市民1人当たりの温室効果ガス排出量	4.12t-CO ₂ (平成21年度) ※1	▲	3.19t-CO ₂
	エネルギースマート活用率 ※2	2.2% (平成21年度)	▲	20%
	節電・省エネなど、ライフスタイルの転換につながる行動を実践している市民の割合	90.7% ※3	▲	90.7%以上
第2節	市民1人1日当たりのごみの排出量	946g (平成24年度)	▲	858g
	ごみの総排出量に対する最終処分比率	7.0% (平成24年度)	▲	5.4%
	日常生活でのごみの減量に取り組んでいる市民の割合	79.4% ※3	▲	85.4%
第3節	緑や水辺などの自然が身近にあると感じる市民の割合	68.6% ※4	▲	70%
	市内の景観（まちなみ、自然等）に魅力を感じる市民の割合	51.8% ※4	▲	55%

※1 「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（計画期間：平成25～32年度）の基準年度の排出量

※2 市域のエネルギー消費量（2020年現状趨勢ケース）のうち、省エネによる削減量と再生可能エネルギー等の導入量の占める割合

※3 平成25年度さいたま市総合振興計画（後期基本計画）に係るアンケート調査（市企画調整課）において、「積極的に行っている（心がけている）」「ある程度行っている（心がけている）」と答えた市民の割合

※4 平成25年度さいたま市総合振興計画（後期基本計画）に係るアンケート調査（市企画調整課）において、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた市民の割合

第2章 健康・福祉の分野

第1節 子育てしやすい都市の実現

目指す方向性

すべての子どもが、その個性を尊重され、健やかに育ち、自立し、社会で輝いて生きられるよう、子どもの幸せと命の尊さを第一に考える、地域社会の実現を目指します。

第2節 高齢となっても暮らしやすい都市の実現

目指す方向性

誰もが自立と尊厳を保ちつつ、生涯にわたって地域社会で安心して長生きできる、支え合いとふれあい豊かな活力あるまちを目指します。

第3節 誰もが地域の中で自分らしく暮らせる都市の実現

目指す方向性

誰もが権利の主体として互いに尊重し、障害のあるなしに関係なく、自らの主体性をもって安心して生活を送ることができる地域社会を目指します。

第4節 心身ともに健康で活力に満ちた社会の実現

目指す方向性

市民一人ひとりが、自ら健康づくりに取り組み、地域社会で支えることで健康寿命の延伸を図り、地域医療体制の充実と生活衛生・食品の安全性の向上に取り組むことで、健康で誰もが安心して長生きすることができる地域社会の実現を目指します。

節	指標項目	平成25年度	今後の方向性	平成32年度 (参考)
第1節	子育てしやすいまちだと感じる市民の割合	65.5% ※1	▲	75%
	地域の子ども・青少年が健全に成長していると感じる市民の割合（再掲 3章1節）	73.7% ※1	▲	80%
	合計特殊出生率について、本市と大都市平均との比較 （本市／大都市平均※100） ※2	0.98 （平成23年）	▲	1.1
第2節	困った時に相談できる人が身近にいると感じる市民の割合	70.3% ※1	▲	80%
	地域・ボランティア活動や趣味を楽しむ等、生きがいをもって活動している高齢者の割合	63.5% ※3	▲	70%

第 3 節	地域の中で、障害に対する理解が深まってきたと感じる市民の割合	45.1% ※1	↗	60%
	施設入所者数の削減率（基準年：平成25年）	0%	↗	14%
	精神科病院における入院後1年時点の退院率	93.3% (平成25年6月)	→	93.3%
	障害者総合支援センターで相談を継続して実施し、新たに就職する障害者数	152人 (平成24年度)	↗	190人
第 4 節	自分が健康だと感じる市民の割合	81.8% ※1	↗	増加
	65歳の健康寿命	男性 17.02年 女性 19.66年 (平成23年)	↗	男性 19年 女性 22年
	「かかりつけ医」を持っている市民の割合	63.9% ※1	↗	70%
	施設の監視結果に基づく食品関係営業者の衛生向上率	50.0% ※4 (平成24年度)	↗	55%

※1 平成25年度さいたま市総合振興計画（後期基本計画）に係るアンケート調査（市企画調整課）において、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた市民の割合

※2 大都市とは、政令指定都市及び東京23区を指す。

※3 平成25年度さいたま市総合振興計画（後期基本計画）に係るアンケート調査（市企画調整課）において、「積極的に行っている（心がけている）」「ある程度行っている（心がけている）」と答えた市民の割合。ただし、65歳以上の方のみ。

※4 監視指導の結果、前回より衛生状態が向上した食品関係施設の割合

第3章 教育・文化・スポーツの分野

第1節 希望をはぐくむ教育の推進と青少年の健全育成

目指す方向性

学校・家庭・地域・行政が連携・協力して、厳しい時代背景にあっても、ゆめをもち、希望をはぐくむ教育と、青少年の健全育成を推進します。

第2節 生涯を通じた学びの充実とその成果の活用

目指す方向性

一人ひとりのニーズに応じた様々な学習機会を提供し、幅広い年齢層を対象とした、誰もが生涯にわたって学び、その成果を地域社会に適切に生かすことのできる仕組みづくりを推進します。

第3節 健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」の実現

目指す方向性

「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに関わることができる機会を増やすとともに、まちづくりの広範な分野において、市民、関係団体、事業者、行政など各主体が連携を強化することにより、生涯スポーツの振興及びスポーツを活用した総合的なまちづくりを推進します。

第4節 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造

目指す方向性

多様な歴史文化資源や文化芸術を活用した総合的なまちづくりを推進し、さいたま市らしさにあふれた「さいたま文化」の創造・継承と発信を目指します。

節	指標項目	平成25年度	今後の方向性	平成32年度 (参考)
第1節	全国学力・学習状況調査、「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合	89.6%(小6) 75.5%(中3) ※1	▲	93%(小6) 80%(中3)
	全国学力・学習状況調査、実施科目の平均正答率について、本市と大都市平均との比較(本市/大都市平均※100) ※2	102.6(小6) 104.7(中3)	▲	105(小6) 106(中3)
	地域の子ども・青少年が健全に成長していると感じる市民の割合(再掲 2章1節)	73.7% ※3	▲	80%
第2節	公民館主催事業の延べ参加者数	259,974人 (平成24年度)	▲	273,000人
	生涯学習に取り組んでいる市民の割合 そのうち生涯学習の成果を地域活動やボランティアなどで社会に還元している市民の割合	33.5% ※4 42.8% ※5	▲	40% 45%

第 3 節	成人の週1回以上のスポーツ実施率	48.3%	▲	70%
	児童・生徒の週1回以上のスポーツ実施率（学校の体育の授業を除く）	84.2%(小5) 84.5%(中2) ※6	▲	93%(小5) 90%(中2)
	本市を「スポーツが盛んなまち」とイメージする市民の割合	44.7% ※7	▲	60%
第 4 節	文化芸術活動を行う市民の割合（過去1年間に1回以上の文化芸術活動を行った市民の割合）	35.7% ※8	▲	50%
	本市を「文化的なまち・芸術のまち」とイメージする市民の割合	15.0% ※7	▲	25%

- ※1 全国学力・学習状況調査（文部科学省）の設問「将来の夢や目標を持っている」について、「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と答えた児童生徒の割合
- ※2 大都市とは、政令指定都市及び東京23区を指す。
- ※3 平成25年度さいたま市総合振興計画（後期基本計画）に係るアンケート調査（市企画調整課）において、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた市民の割合
- ※4 平成25年度さいたま市総合振興計画（後期基本計画）に係るアンケート調査（市企画調整課）において、この1年間で生涯学習に取り組んだことが「ある」と答えた市民の割合
- ※5 ※4のうち、「還元している」「やや還元している」と答えた市民の割合
- ※6 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（文部科学省）において、「殆ど毎日（週3日以上）」「時々（週に1～2日）」と答えた児童生徒の割合
- ※7 平成25年度さいたま市民意識調査（市広聴課）の設問「さいたま市にどのようなイメージを持っていますか」（選択式（複数選択可））について、当該イメージを選択した市民の割合
- ※8 平成25年度さいたま市総合振興計画（後期基本計画）に係るアンケート調査（市企画調整課）において、「週3回以上」「週1～2回程度」「月1～3回程度」「年数回程度」と答えた市民の割合

第4章 都市基盤・交通の分野

第1節 低炭素で質の高い生活環境を提供する市街地の形成

目指す方向性

地域の均衡ある発展のため、市街地の再生に取り組み、都市機能の集積・再配置を図るとともに、環境との調和を保ちながら、質の高い生活環境を提供する市街地の形成を目指します。

第2節 にぎわいや交流を創出する魅力的な都心・副都心の形成

目指す方向性

「都心」においては、多様で高次の都市機能の充実・強化を図り、必要に応じて、規制誘導手法を活用して、良好な住環境や都市景観を形成し、「副都心」では、都心を補完し、多様な都市活動を支える地区としての育成を目指します。

第3節 暮らしや交流、活力を支える交通体系の構築

目指す方向性

広域的な交流を支え、市内主要拠点間の連携を強化する交通ネットワークを充実させるとともに、誰もが使いやすく、環境負荷が少ない公共交通優先の交通体系を確立し、今後も持続的に都市活力を生み出し、多くの人が集まる交流拠点都市を目指します。

節	指標項目	平成25年度	今後の方向性	平成32年度(参考)
第1節	まちなかに緑や開放的な空間が感じられ、快適な生活ができていると感じる市民の割合	53.8% ※1	▲	60%
	安全で生活しやすい身近な生活道路が整備されていると感じる市民の割合	50.3% ※1	▲	60%
	自転車が安全・快適に通行できていると感じる市民の割合	20.5% ※1	▲	35%
第2節	都心に活気があり、魅力的であると感じる市民の割合 ※2	62.1% ※1	▲	70%
	都心の駅の1日当たり乗降客数(定期利用者を除く) ※3	327,547人(平成24年度)	▲	339,000人
	地域の特性を生かしたまちづくりがされていると感じる市民の割合	40.1% ※1	▲	50%
第3節	なるべく自家用車に頼らないで、日常生活を営んでいる市民の割合	70.5% ※4	▲	75%
	日常生活において、市内の移動が便利であると感じる市民の割合	65.4% ※1	▲	70%

※1 平成25年度さいたま市総合振興計画(後期基本計画)に係るアンケート調査(市企画調整課)において、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた市民の割合

※2 都心とは、大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区及び浦和駅周辺地区をいう。

※3 都心の駅とは、大宮駅、さいたま新都心駅、浦和駅をいう。

※4 平成25年度さいたま市総合振興計画(後期基本計画)に係るアンケート調査(市企画調整課)において、「積極的に行っている(心がけている)」「ある程度行っている(心がけている)」と答えた市民の割合

第5章 産業・経済の分野

第1節 活力ある地域産業を育てる環境の整備

目指す方向性

地域産業の足腰を強化するための基盤づくりと活性化に取り組みます。

第2節 さいたま市の特性を生かした新たな産業の創造

目指す方向性

本市の特性を生かし、経済のグローバル化に対応できる産業競争力の強化とともに、ブランド力の強化などによる地域産業の付加価値の創出に積極的に取り組み、新たな産業の創造につなげます。

第3節 地域経済を支える人材の育成と就労支援

目指す方向性

学校教育とキャリア教育の連携を図り、地域経済を支える人材の育成、多様な就業機会の創出など、産業活動の活性化に必要な環境づくりを進めます。

節	指標項目	平成25年度	今後の方向性	平成32年度(参考)
第1節	経営状況が安定している企業数 (法人市民税法人税割額の納税義務者数)	10,430社 (平成23年度)	▲	12,460社
	普段の買物を主に市内商店(街)で行う市民の割合	83.5% ※1	▲	88%
	市内産農産物を買いたいと思う市民の割合	83.4% ※2	▲	90%
第2節	市内総生産(実質)	4兆782億円 (平成22年度)	▲	4兆9,713億円
	入込観光客数	2,379万人 (平成25年) ※3	▲	3,000万人
	本市に来訪者を招き入れたいと感じる市民の割合	46.3% ※2	▲	70%
第3節	ハローワーク大宮、浦和管内就職率 ※4	21.9%	▲	23%
	市内事業所における従業者数	500,855人 (平成21年度)	▲	515,000人 (平成31年度)
	就労環境が向上していると感じる市民の割合	25.4% ※2	▲	50%

※1 平成25年度さいたま市総合振興計画(後期基本計画)に係るアンケート調査(市企画調整課)において、「積極的に行っている(心がけている)」「ある程度行っている(心がけている)」と答えた市民の割合

※2 平成25年度さいたま市総合振興計画(後期基本計画)に係るアンケート調査(市企画調整課)において、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた市民の割合

※3 観光関連施設や観光イベントごとに集計している入場・来場者数の年間総計

※4 就職率：就職件数／新規求職申込件数

第6章 安全・生活基盤の分野

第1節 災害に強い都市の構築

目指す方向性

市民の生命と財産を守るため、災害に強い都市づくりを進めるとともに、市民活動と連携しながら消防・防災体制の充実を図ります。

第2節 交通事故や犯罪の少ない生活環境の形成

目指す方向性

交通事故や犯罪のない都市、高齢者や子ども、障害のある人をはじめ、すべての市民が安全・安心に暮らせる都市を目指します。

第3節 安全・安心な生活基盤づくり

目指す方向性

水の安定的な供給、下水道の普及など、市民生活を支える基盤整備を進め、住みたい・住み続けたいまちを目指します。

節	指標項目	平成25年度	今後の方向性	平成32年度(参考)
第1節	防災訓練の参加人数 ※1	12,358人 ※2	▲	17,000人
	災害に備え、家庭で備蓄等の対策を取っている市民の割合	60.3% ※3	▲	73%
	建物火災件数	202件 ※4	▲	178件
	心肺停止傷病者に対して、市民が行う応急手当の実施割合 ※5	41.6% (平成25年)	▲	55%
第2節	交通事故死者数 ※6	21人 (平成25年)	▲	17人
	刑法犯認知件数	14,643件 (平成25年)	▲	11,560件
	消費生活センターの認知率	46.2% ※7	▲	70%

第 3 節	地震に強い耐震水道管の割合	41.8%	▲	50%
	下水道普及率	90.9%	▲	94%
	住宅の耐震化率	86.0% (平成23年度)	▲	95%

- ※1 総合防災訓練及び避難場所運営訓練の参加人数であり、地域の各防災訓練は除く。
- ※2 平成25年度及び平成32年度（参考）の値は過去3年間の平均値
- ※3 平成25年度さいたま市総合振興計画（後期基本計画）に係るアンケート調査（市企画調整課）において、「積極的に行っている（心がけている）」「ある程度行っている（心がけている）」と答えた市民の割合
- ※4 平成25年度及び平成32年度（参考）の値は過去5年間の平均値
- ※5 救急隊が搬送したすべての心肺停止傷病者のうち、救急隊の到着時にその場に居合わせた市民等により応急手当が実施されていた割合。
なお、ここでの応急手当とは、心肺蘇生（胸骨圧迫、人工呼吸）、A E Dによる除細動のいずれかをいう。
- ※6 交通事故死者とは、事故発生から24時間以内に死亡した者をいう。
- ※7 平成25年度さいたま市総合振興計画（後期基本計画）に係るアンケート調査（市企画調整課）において、消費生活のトラブルの相談窓口として、さいたま市が消費生活センターを設置していることを「知っている」と答えた市民の割合

第7章 交流・コミュニティの分野

第1節 人権尊重社会の実現

目指す方向性

人権に関する意識の向上と被害者への支援に積極的に取り組み、社会全体で不当な差別を許さない人権尊重社会を目指します。

第2節 ふれあいのある地域社会の形成と活性化

目指す方向性

地域住民等の交流や自主的な活動を促進し、ふれあいのある地域社会の形成と、地域住民が主体的に地域課題の解決に取り組むまちを目指します。

第3節 多文化共生・世界に開かれた都市づくり

目指す方向性

文化の違いを互いに認め合い、地域社会の仲間として共に暮らしていくことができる多文化共生社会の実現とともに、様々な分野での国内外との交流・協力を積極的に推進し、世界に開かれた都市を目指します。

節	指標項目	平成25年度	今後の方向性	平成32年度 (参考)
第1節	身近なところで人権が尊重されていると感じる市民の割合	66.0% ※1	▲	70%
	DVという言葉やその内容を知っている市民の割合	89.8% ※3 (平成26年度)	▲	95%
第2節	地域の活動・交流が活発に行われていると感じる市民の割合	44.5% ※1	▲	60%
	地域の活動に参加している市民の割合	35.0% ※2	▲	50%
第3節	国籍などが異なる人達の文化の違いを理解しようとしている市民の割合	64.8% ※2	▲	70%
	市の国際的なイメージが向上していると感じる市民の割合	27.0% ※1	▲	60%
	さいたま市が平和宣言都市であることを知っている市民の割合	32.3% ※4 (平成26年度)	▲	40%

※1 平成25年度さいたま市総合振興計画（後期基本計画）に係るアンケート調査（市企画調整課）において、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた市民の割合

※2 平成25年度さいたま市総合振興計画（後期基本計画）に係るアンケート調査（市企画調整課）において、「積極的に行っている（心がけている）」「ある程度行っている（心がけている）」と答えた市民の割合

※3 平成26年度さいたま市民意識調査（市広聴課）において、DVという言葉を知っている」と答え、かつその該当する行為について認識している市民の割合

※4 平成26年度さいたま市民意識調査（市広聴課）において、「知っている」と答えた市民の割合

附帯決議

委員会提出議案第6号

議案第168号「さいたま市総合振興計画後期基本計画の策定について」に対する附帯決議

本市が目指すべき将来都市像は、まちづくりの根幹をなすものである。都市イメージの更なる向上に資する、本市の特性・特徴を生かした自立したまちづくりを具現化していくために、市民からの意見や要望等を十分に踏まえながら、各種施策・事業を展開していくよう、以下の事項について要望する。

- 1 後期基本計画に基づく実施計画の策定に当たっては、議会から示された提言や指摘などを十分に踏まえ、後期基本計画を補完するような施策を具体化していくこと。
- 2 各区の将来像を具体化する仕組みづくりに着手し、あわせて、区への権限移譲・拡大を推進すること。
- 3 後期基本計画の推進に当たっては、施策・事業の成果指標を明確に設定した上で、積極的に市民参画を進め、市民、議会とともに、逐次、評価・検証を行いながら進めていくこと。
- 4 部局横断的かつ新たな価値を生み出す効率的な行財政運営を推進すること。

以上、決議する。

平成25年12月20日

さいたま市議会

総合振興計画次期基本計画審査特別委員会

委員長 中山 欽 哉

さいたま市区における総合行政の推進に関する規則

平成 15 年 3 月 31 日規則第 96 号

(目的)

第 1 条 この規則は、区役所並びに局及び事業所等の相互の連絡調整を円滑にするとともに、区長が必要な総合調整を行うことにより、区における総合行政の推進を図り、もって市民福祉の増進及び行政効果の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 [省略]

(基本原則)

第 3 条 区における総合行政の推進は、区役所が次に掲げる役割を担うことを基本原則として行うものとする。

- (1) 市民生活に密着したサービスを完結的に提供できる拠点であること。
- (2) 市民参加による地域の個性を生かしたまちづくりの拠点であること。
- (3) 住民ニーズの施策への反映の拠点であること。
- (4) 情報の受信及び発信の拠点であること。

(区長の責務)

第 4 条 区長は、区における行政の総合的な推進を図るため、必要な調整を行うよう努めなければならない。

- 2 区長は、あらゆる機会を通して、区民の要望、意見、提案等を積極的に把握し、区の行政に反映させるよう努めるとともに、局長及び事業所等の長に把握した情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 区長は、区政に関し区を単位に設置されている会議、協議会等を区における総合行政の推進に資するよう運営しなければならない。

(区長の権限)

第 5 条 区長は、局長に対し、区における地域的な課題に対応するため必要と認める施策を実施し、及び予算化をするよう要請することができる。

- 2 区長は、事業所等の長に対し、市民の利便の向上を図るため必要と認める措置を講じるよう要請することができる。

(局長及び事業所等の長の責務)

第 6 条 局長及び事業所等の長は、区における総合行政の推進に協力するよう努めなければならない。

- 2 局長及び事業所等の長は、区長から要請を受けたときは、必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 局長は、その所管する事務事業の計画を策定し、及びこれを実施する場合においては、当該事務事業に係る区域を所管する区長(以下「関係区長」という。)に対して、協議、意見の聴取又は説明(以下「協議等」という。)を行い、関係区長の意見が反映されるよう努めなければならない。
- 4 前項の規定により局長が関係区長に対して行う協議等の基本的事項は、概ね次のとおりとし、その細目は、各局長と協議の上、市民・スポーツ文化局長が定める。

- (1) 主要な事務事業に係る計画の策定に関する事項
- (2) 公共施設の設置、変更及び廃止に関する事項
- (3) 新規の事務事業のうち区役所に関係がある事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区役所と密接な関係がある事項

- 5 局長及び事業所等の長は、市民から地域的な要望等を受けたときは、必要に応じて関係区長と協議等を行うものとする。

- 6 局長は、第 3 項及び前項の規定により協議等を行うに当たっては、関係区長に対し、必要な資料及び情報を提供するよう努めなければならない。

(市民・スポーツ文化局長による調整)

第 7 条 市民・スポーツ文化局長は、区における総合行政の推進を図るため、特に必要があると認めるとき又は区長若しくは局長から要請のあったときは、助言、提案その他必要な調整をすることができる。

(その他)

第 8 条 [省略]

2020さいたま^{ゆめ}希望のまちプラン
総合振興計画（基本構想・後期基本計画）

発行日 平成26年6月
企画・編集 さいたま市 政策局 政策企画部 企画調整課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
TEL 048-829-1111（代表）
URL <http://www.city.saitama.jp/>



さいたま市